

第3期猪名川町障がい福祉計画

(平成24年度～平成26年度)



猪名川町マスコットキャラクター“いなぼう”

平成24年3月

猪 名 川 町

第3期猪名川町障がい福祉計画の策定にあたって



猪名川町では、平成19年3月にすべての障がいのある人が、利用者本位のサービスを受け、住み慣れた地域で自立した生活を送るとともに、誰もが地域で助け合い、共に支え合う社会の実現をめざして「第2次猪名川町障害者計画」を策定しました。同時に、平成18年4月に施行された障害者自立支援法に基づき、計画的な障がい福祉サービス基盤の整備を進めるため、「第1期猪名川町障害福祉計画」（計画期間：平成18年度から平成20年度）及び「第2期猪名川町障害福祉計画」（計画期間：平成21年度から平成23年度）を策定し、障がいのある人の自立と社会参加を基本として、地域生活への移行や一般就労支援などを促進するため、必要なサービス提供体制の確保に取り組んでまいりました。

「第3期猪名川町障がい福祉計画」（計画期間：平成24年度から平成26年度）は、第1期・第2期計画の進捗状況や国・県の基本指針等を踏まえながら、障がいのある人が、それぞれの能力や適正に応じて、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の実情や利用者ニーズに整合させながら策定したものであります。

今後も引き続き、本計画の基本理念である「地域であたりまえに暮らし、共に支えあい心豊かに暮らせるまち」の実現を目指し、住民の皆さまや福祉関係団体、関係機関等の方々のご理解とご協力をいただきながら、町全体で障がいのある人の多様な社会参加と主体的な選択による自立を支える態勢づくりに取り組んでまいります。

最後に、本計画を策定するにあたり、熱心にご審議いただきました猪名川町社会福祉審議会委員の方々をはじめ、障害者自立支援協議会や障がい者福祉団体及びアンケート調査にご協力いただきました大変多くの皆さまに心からお礼申し上げます。

平成24年（2012年）3月

猪名川町長

福田 長治

目 次

第1部 総論	1
第1章 基本的な考え方	2
第1節 計画策定の背景と主旨	2
第2節 計画の位置づけ	6
第3節 計画の期間	8
第4節 計画の推進・管理体制	9
第2章 障がいのある人を取りまく現状	11
1：総人口、障がいのある人の数等の推移	11
2：障がいのある人等の実態・意向調査	18
第3章 計画の基本理念と目標	32
第1節 基本理念	32
第2節 基本目標	32
第3節 重点課題	33
第2部 各論	37
第1章 障がいのある人の福祉サービスの全体的な捉え方	38
第1節 障害者自立支援法による自立支援システムの全体像	38
第2節 障がいのある人の福祉サービス・事業の体系	39
第3節 平成26年度の目標値の設定	40
第2章 自立支援給付の実施目標	42
第1節 訪問系サービス	42
第2節 日中活動系サービス	45
第3節 居住系サービス	49
第4節 相談支援	51
第3章 地域生活支援事業の実施	53
第1節 必須事業	53
第2節 任意事業	59
第4章 障がいのある児童への支援の強化	63
第5章 障がい福祉サービス基盤の整備と質の確保	65
第1節 専門的な人材の育成と確保	65
第2節 障がい福祉サービス基盤整備の促進	65
第3節 居住系サービス等の整備の促進	66
第4節 障がい福祉サービスについての情報提供	66

第5節 生活支援サービスの充実	68
資料編	69
第3期猪名川町障がい福祉計画の策定経過	70
猪名川町社会福祉審議会開催状況（平成 23 年度）	70
猪名川町障害者自立支援協議会開催状況（平成 23 年度）	70
猪名川町社会福祉審議会委員名簿	71
用語解説	72

（注記）障害の「害」のひらがな表記について

本計画においては、障がいのある人や読み手側の気持ちに配慮して、人やその状態を表す場面など、出来る限り、「障がい」と表し、法令や制度、事業名等については、「障害」と表記しています。

第1部 総論

第1章 基本的な考え方

第1節 計画策定の背景と主旨

1. 国の動向

国の障がい保健福祉施策においては、平成14年12月に国の障がい者施策の基本的方向を定めた新たな「障害者基本計画（平成15年度～24年度）」及び重点的に実施する施策やその達成目標を定めた「重点施策実施5か年計画（前期：平成15～19年度、後期：平成20～24年度）」が策定され、障がいのある人の自立と社会参加に向けた施策の一層の推進が図られることとなりました。

また、平成22年1月に、障がい者制度改革推進会議が設置され、国連の「障害者権利条約」を批准するための国内法として「障害者基本法」の改正や、「障害者差別禁止法（仮称）」の制定、さらに、「障害者総合福祉法（仮称）」の制定など、現在、国では新たな制度設計に向けた取り組みが行われています。

■障害者施策推進体制の変更

●障害者施策推進本部
（本部長：内閣総理大臣）
●障害者施策推進課長会議
（各省庁の課長級職員）



●障がい者制度改革推進本部
（本部長：内閣総理大臣）
●障がい者制度改革推進会議
（障害者、障害者福祉関係者、
学識経験者等）
※障害者権利条約の締結に
必要な国内法の整備等、
障害者制度の集中的な改革
を行う。

■障がい者制度改革推進会議について

- 障害者基本法、障害者基本計画、障害者権利条約に即して、障がい者制度の基本的なあり方、障がい者の権利利益の保護、虐待等の防止、教育、雇用等の分野別に意見が出されており、月2回程度のペースで開催されています。
- 平成22年6月7日に制度の基本的な方針に関する第一次意見の取りまとめが行われ、平成22年12月17日には制度改革の重要方針に関する第二次意見の取りまとめが行われました。

■制度改革の主なスケジュール

- ・障害者基本法改正（平成23年7月29日成立、同年8月5日公布・施行）
- ・障害者虐待防止法成立（平成23年6月17日成立、施行は平成24年10月1日）
- ・障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言（平成23年8月30日承認）
- ・障害者総合福祉法案（仮称）の提出
- ・次期障害者基本計画決定
- ・障害者総合福祉法案（仮称）の施行

2. 福祉制度

福祉サービスにおいては、平成15年度から、従来の「措置制度」が「支援費制度」に移行し、利用者がサービスを選択・決定できるようになるとともに、サービス提供体制の拡充が図られました。平成18年4月には、障がいのある人が住み慣れた地域で必要な支援を受けながら、自分らしく生活を送ることができる地域社会の実現を目指す「障害者自立支援法」が施行されています。

この法が制定された背景には、支援費制度の開始に伴うサービス量の増加による公的負担の増大や、支援費制度では精神障がいのある人が対象から除外されていること、地域生活への移行、就労支援などの新たな課題への対応が必要となったことにあります。

この障害者自立支援法は、利用者の負担に定率負担が導入されたこと、事業者報酬が定額払いから利用者数に応じた実績払いに変更されたことなどについて様々な意見があり、これまで所要の政省令の改正が実施されましたが、この法律に対する不満・不備は払拭されず、障害者自立支援法を廃止し、新たに、制度の谷間のない支援を提供し、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする制度として、「障害者総合福祉法」(仮称)の制定などが予定されております。また、平成22年12月には、「障害者総合福祉法(仮称)」の制定までの間に早急に対応を要する事項を見直すため、障害者自立支援法が改正されました。

「障害者総合福祉法(仮称)」の制定に向けた基盤整備

障害者自立支援法等の一部改正(注)の概要(平成22年12月)
①利用者負担の見直し(平成24年4月1日施行) -利用者負担について、応能負担を原則に -障がい福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減
②障がい者の範囲の見直し(公布日施行) -発達障がいが障害者自立支援法の対象となることを明確化
③相談支援の充実(平成24年4月1日施行) -相談支援体制の強化(市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化) -支給決定プロセスの見直し(サービス等利用計画案を勸案)、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

障害者自立支援法等の一部改正（注）の概要（平成22年12月）（つづき）
<p>④障がい児支援の強化（平成24年4月1日施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> －児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障がい種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へなど） －放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設 －在園期間の延長措置の見直し（18歳以上の入所者については障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。）
<p>⑤地域における自立した生活のための支援の充実（平成23年10月1日施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> －グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設 －重度の視覚障がい者の移動を支援するサービス（同行援護）の創設（個別給付化）
<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）「その有する能力及び適性に応じ」の削除 （2）成年後見制度利用支援事業の必須事業化 （3）児童デイサービスに係る利用年齢の特例 （4）事業者の業務管理体制の整備 （5）精神科救急医療体制の整備等 （6）難病の者等に対する支援・障がい者等に対する移動支援についての検討 <p>※（1）（3）（6）：公布日施行 （2）（4）（5）：平成24年4月1日施行</p>
<p>注）障害者自立支援法の本改正は、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障がい保健福祉施策を見直すまでの間において障がい者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」により改正されました。</p>

3. 猪名川町障害福祉計画（第1期計画、第2期計画）について

平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、障がいの種別に関わらず、地域生活への移行や就労を進め、福祉や公費医療負担制度などサービスを一元的に提供する制度となりました。

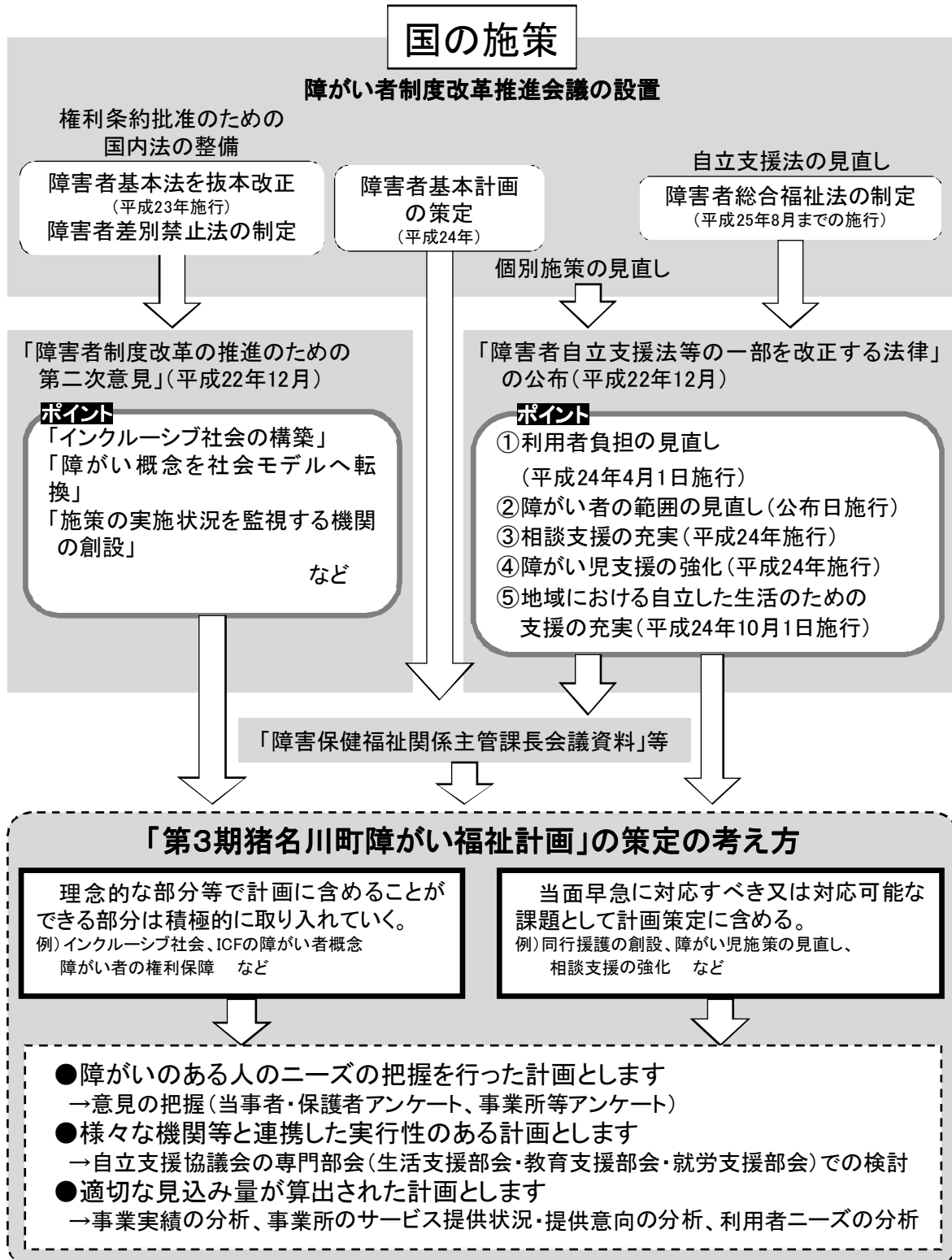
本町では、障害者自立支援法に基づく「猪名川町障害福祉計画（第1期計画）」を策定し、ノーマライゼーション、ソーシャルインクルージョンの理念のもと「地域であたりまえに暮らし、共に支えあい心豊かに暮らせるまち」を目指し、障がいのある人に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、平成18年度には、平成19年度から28年度までの10か年を計画期間とする「第2次猪名川町障害者計画」を策定しました。

4. 第3期猪名川町障がい福祉計画

国の障がい者施策の制度改革を踏まえた計画策定を行います。

■計画策定までの経緯

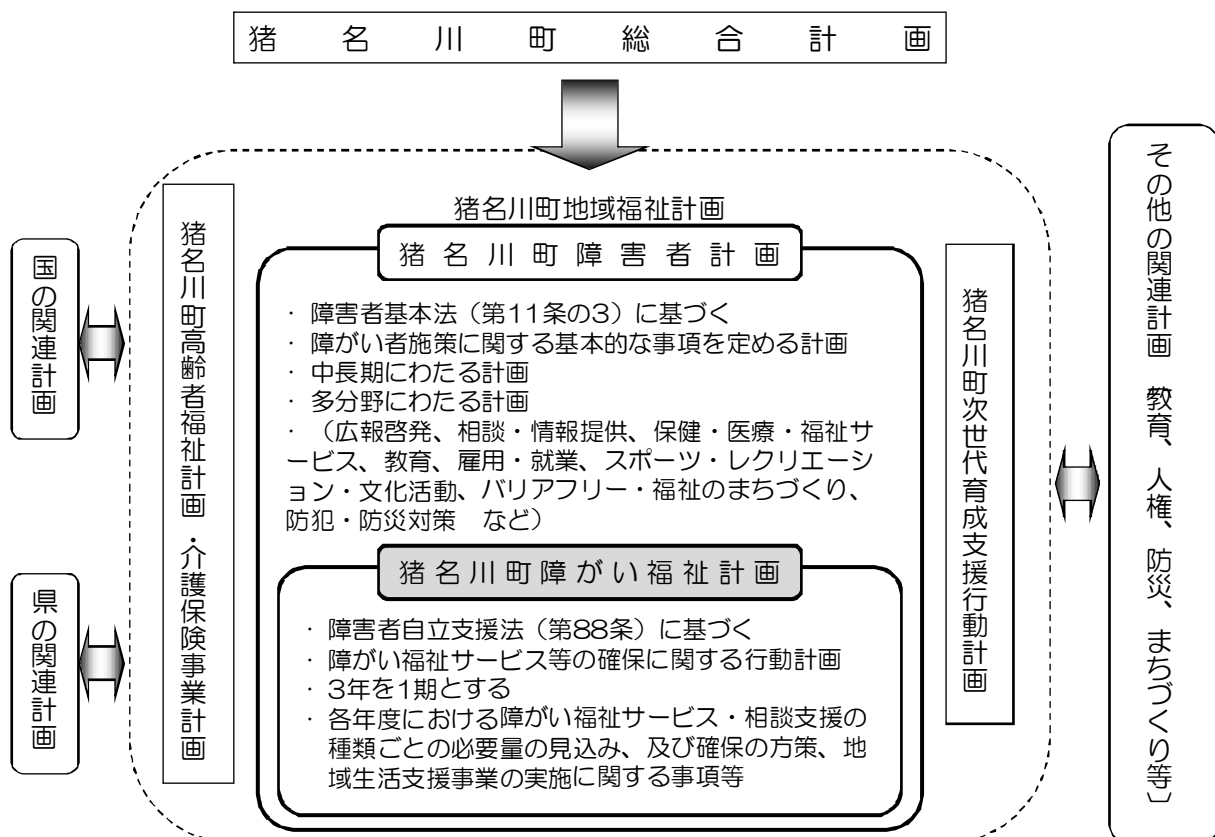


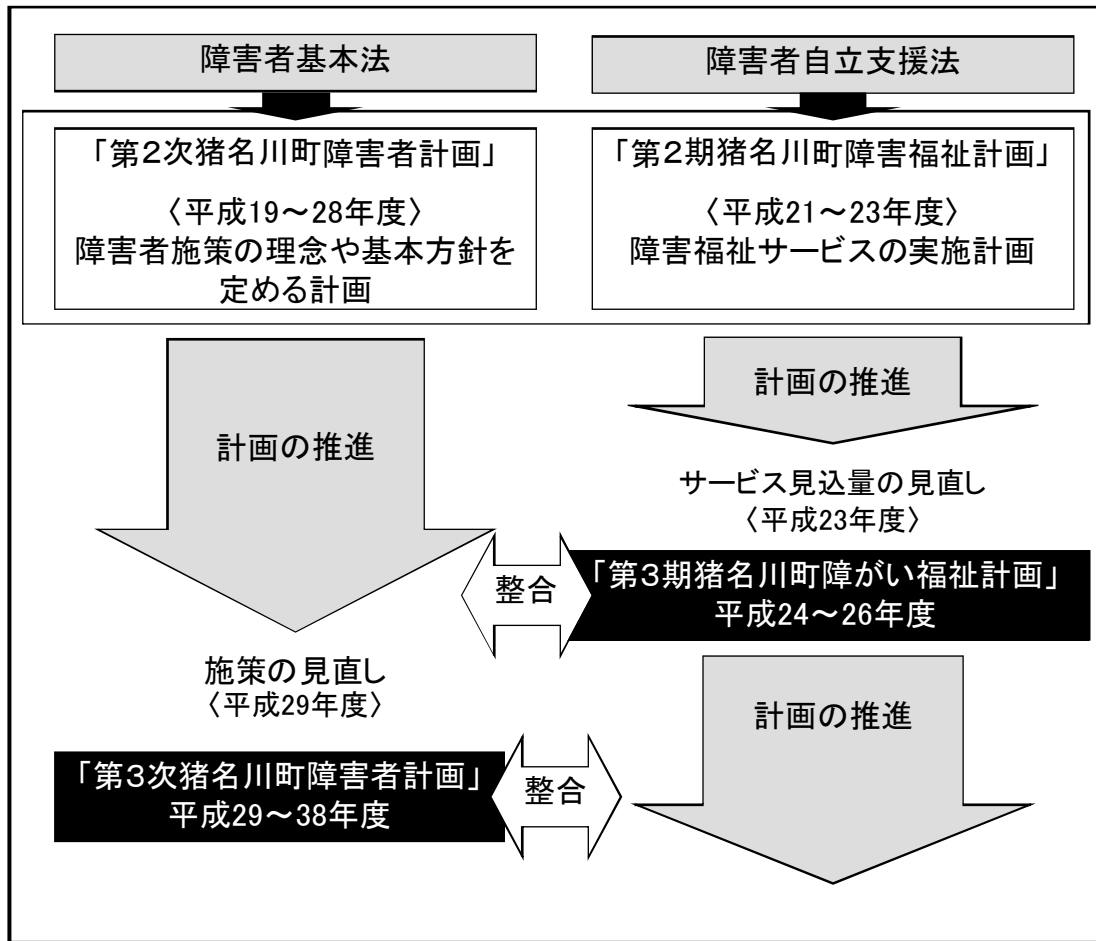
第2節 計画の位置づけ

本計画は、障害者自立支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として、平成26年度を目標年度として障がいのある人の地域移行や一般就労への移行について数値目標を定めるとともに、障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービスについて平成24年度から平成26年度までにおける必要量及び必要量確保のための方策を定める計画です。

■他計画との関係

- 本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」である「第2次猪名川町障害者計画」等の関連計画と調和が保たれたものとします。
- 本計画は、「猪名川町総合計画」や「猪名川町地域福祉計画」に基づいた障がい福祉サービス等の提供に係る分野別計画として位置づけるとともに、町の関連計画（「猪名川町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「猪名川町次世代育成支援後期行動計画」等）との整合性を図ります。
- 本計画は、本町における障がい者施策の基本方針である「第2次猪名川町障害者計画」との整合性を図ります。





第3節 計画の期間

猪名川町障がい福祉計画は、平成18年度から平成20年度までの3ヶ年を第1期計画、平成21年度から平成23年度までを第2期計画として策定しました。

今回の第3期計画については、第1期、第2期の実績等を踏まえ、必要な見直しを平成23年度内に行ったうえで、平成24年度から平成26年度までを計画期間として策定しています。

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
猪名川町 障害福祉計画	第2期猪名川町 障害福祉計画		見直し	第3期猪名川町 障がい福祉計画			見直し		
猪名川町 障害者計画	猪名川町障害者計画 平成19年度より								

第4節 計画の推進・管理体制

1. 施策の推進

住民・行政・各種団体・事業者・関係機関等の様々な主体が地域社会の一員として連携を図る中で、多様な主体の特性を活かしながら参画と協働のもとにこの計画を推進します。

施策・事業の実施にあたっては、平成18年10月に開設した障害者相談支援センター及び平成20年10月に開設した障害者就労支援センターとの連携強化のもと、障がいのある人と家族のニーズを的確に把握しながら、重要性・緊急性を勘案のうえ、実施に努めます。

これら施策推進体制の要である障害者自立支援協議会（生活支援部会・教育支援部会・就労支援部会）を平成19年9月に設置して、保健・福祉・医療・教育・雇用等の幅広い分野にわたる関係機関・団体が、役割を相互に認識し連携しながら、障がいのある人に係るあらゆる相談支援等を適切に実施するため及び具体的な困難事例への対応のあり方などについて、活発な協議・調整が展開されているところです。

2. 障がい関係団体の参加と意向把握

計画の策定にあたり、障がい関係団体を対象としたアンケート調査及び事業所等調査を通して障がいのある人のニーズ等も把握しました。

また、本計画の審査・検討を「猪名川町社会福祉審議会」及び「猪名川町障害者自立支援協議会」において行いました。

3. 事業所等の意向の把握

今後のサービス提供意向や事業所の運営課題等を把握するため、町内及び近隣市における自立支援法に基づく事業所に対するアンケート調査を実施しました。

4. パブリックコメントの実施

計画の策定にあたり、事前にその内容を公表して、住民のみなさんからご意見等を募集し、提出されたご意見を考慮して計画等の意思決定を行うため、「第3期猪名川町障がい福祉計画（素案）」について、町ホームページに掲載するなどパブリックコメントを実施しました。

5. 進行管理と点検・評価

進捗状況については、年度ごとに進行管理を実施して庁内関係各課の取り組み状況を確認するとともに、制度改正等の年次修正を図ります。また、猪名川町社会福祉審議会及び猪名川町障害者自立支援協議会（専門部会）に適宜報告を行い、事業実施の点検・評価を行うとともに、今後の障がい福祉サービスのあり方について、障害者自立支援協議会（専門部会）での協議・提言を踏まえて、施策展開に反映していきます。

第2章 障がいのある人を取りまく現状

1：総人口、障がいのある人の数等の推移

(1) 総人口の推移

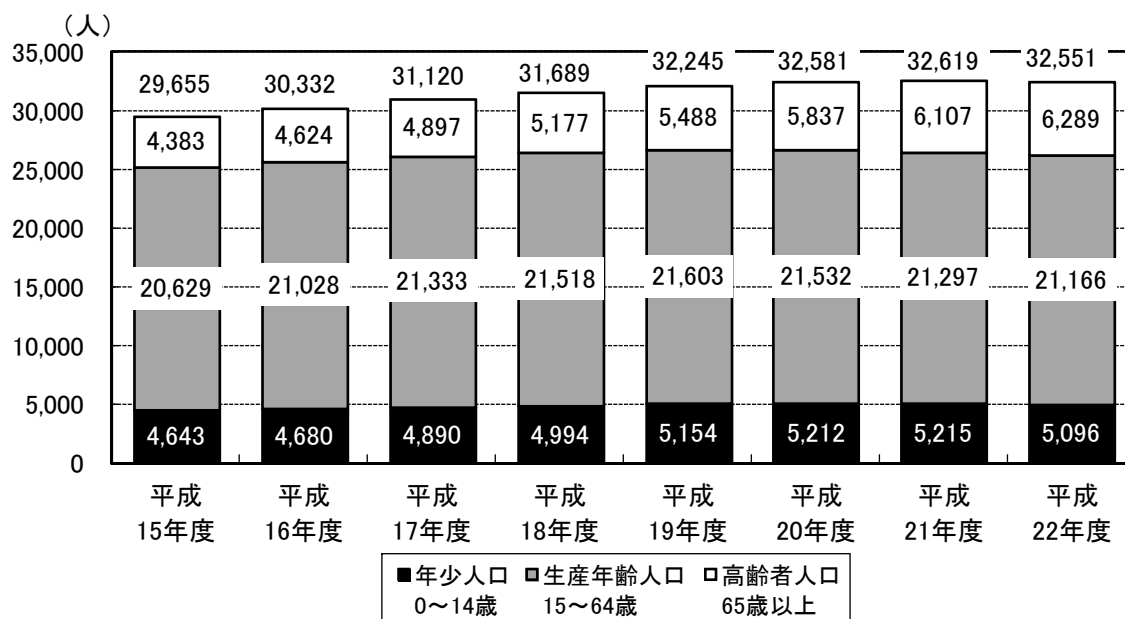
本町における人口は、概ね微増傾向にあります。

年代別（年齢3区分別）では、近年15歳～64歳の人口が横ばい傾向に推移している中で高齢者人口（65歳以上）は増加傾向になっています。

一方、年少人口（0～14歳）においては、平成21年をピークにそれまで増加傾向にあったものが、減少傾向にあります。

本町においても少子高齢化の波が押し寄せてきています。

【年代別総人口の推移】

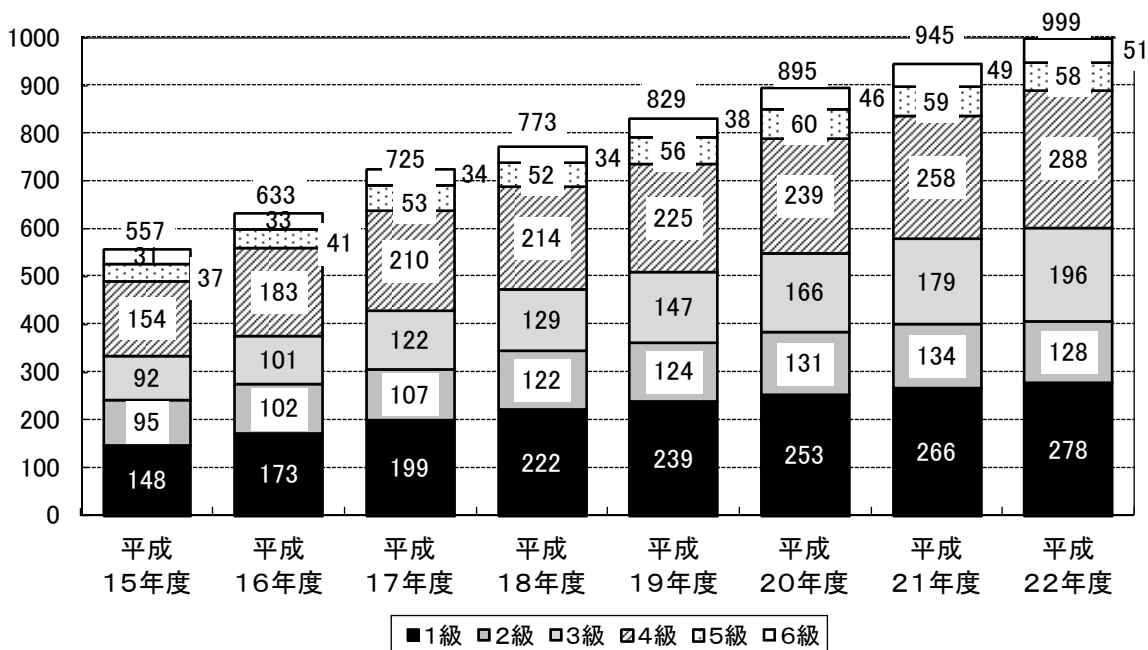


資料：住民基本台帳人口（各年度末現在）

(2) 障害者手帳所持者数の状況

本町における身体障害者手帳所持者数は年々増加しています。平成22年度末現在、999人となっており、その約4割を重度（1級・2級）の人が占めています。

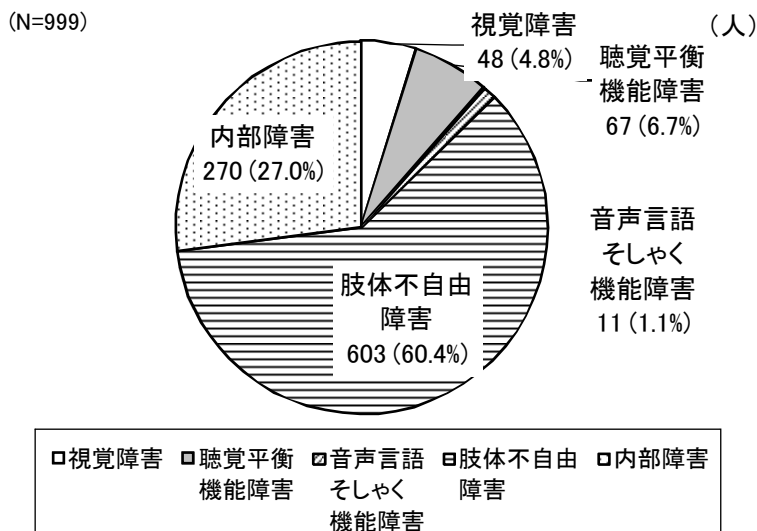
【身体障害者手帳所持者数】



資料：福祉課（各年度末現在）

部位別では肢体不自由が60.4%と最も多く、次いで内部障がい（27.0%）となっており、壮年期や高齢期に障がいを有する人が多くなっています。

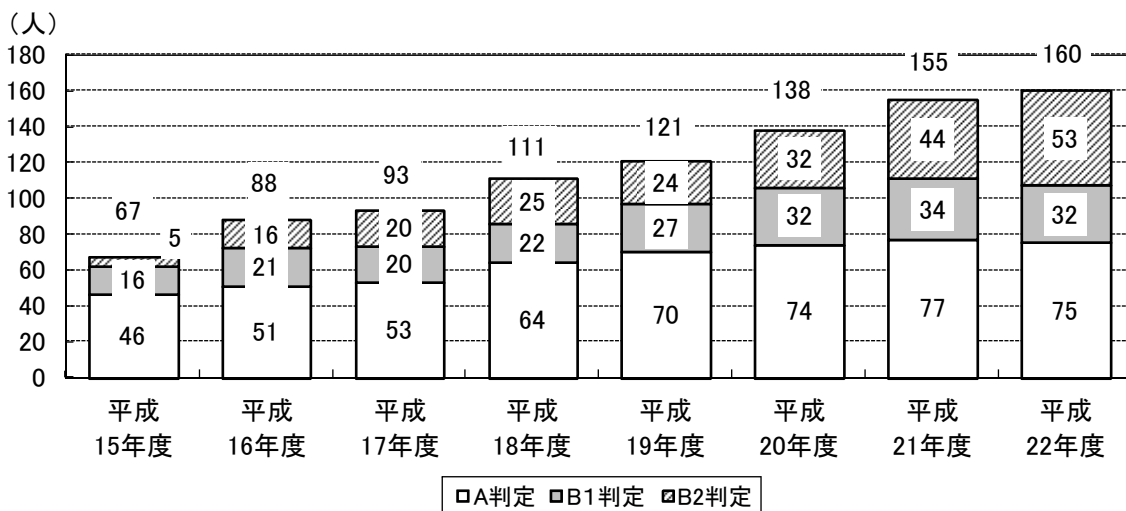
【障がい部位別構成比】



資料：福祉課（平成22年現在）

療育手帳所持者は、平成15年度から年々増加傾向にあり、平成22年度末現在、160人となっています。

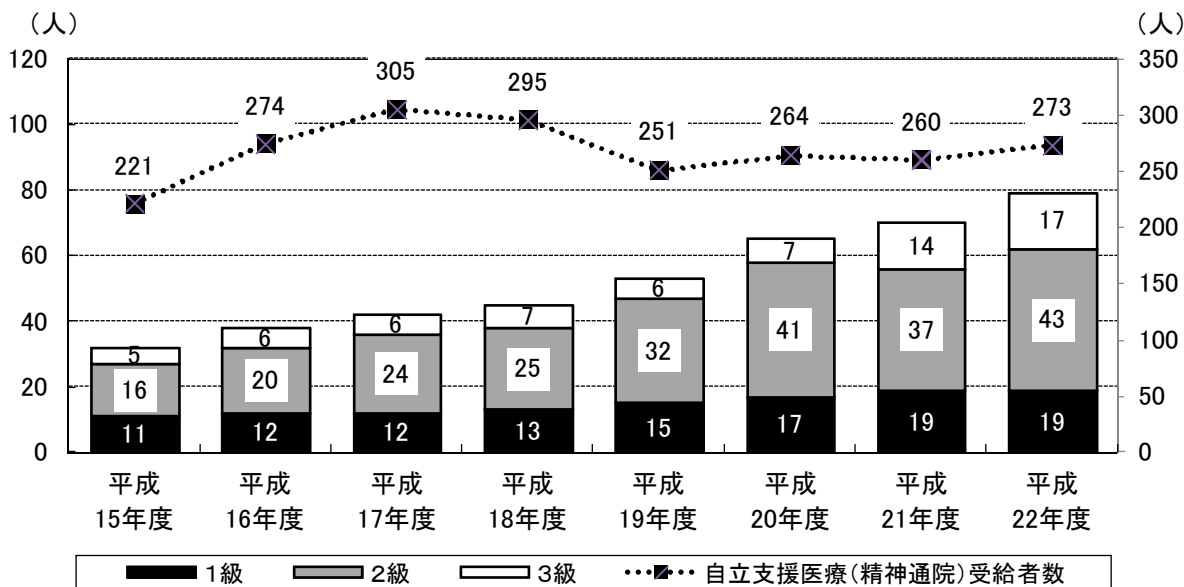
【療育手帳所持者数】



資料：福祉課（各年度末現在）

精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成15年度以降2級所持者の増加が見られ、平成20年度まで増加し平成21年度若干減少しましたが、平成22年度で再び増加しています。また、自立支援医療（精神通院）の受給者数は、平成22年度末現在273人となっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療（精神通院）受給者数】



資料：福祉課（各年度末現在）（注）受給者数については、平成15～17年度は通院医療費公費負担制度、平成18年度以降は自立支援医療（精神通院）の人数 資料：福祉課・伊丹健康福祉事務所（各年度末現在）

年齢別人口に占める障害者手帳所持者の割合をみると、身体障害者手帳所持者は40～64歳人口の1.9%、65歳以上人口の10.7%と、高齢者に占める割合が特に高くなっています。また、療育手帳所持者の割合は、0～17歳人口の1.2%及び18～39歳人口の0.7%と、幼少期から壮年期世代に占める割合が高くなっています。

【年齢別人口に占める障害者手帳所持者の割合】

平成22年度	0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上	計
人口総数(人)	6,180	8,193	11,889	6,289	32,551
身体障害者手帳	0.6% (34人)	0.7% (60人)	1.9% (230人)	10.7% (675人)	3.1% (999人)
療育手帳	1.2% (73人)	0.7% (61人)	0.2% (25人)	0.0% (1人)	0.5% (160人)
精神障害者保健福祉手帳	0.0% (0人)	0.3% (28人)	0.4% (45人)	0.1% (6人)	0.2% (79人)
計	1.7% (107人)	1.8% (149人)	2.5% (300人)	10.8% (682人)	3.8% (1,238人)

資料：福祉課（平成22年度末現在）

(3) 特定疾患医療給付承認状況

特定疾患医療受給者証の交付を受けている人は、平成22年度末現在、137人であり、疾患別では「潰瘍性大腸炎」29人、「パーキンソン病関連疾患」24人、「全身性エリテマトーデス」12人などが多くなっています。

(単位:人)

特定疾患	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
ベーチェット病	1	1	1
多発性硬化症	0	0	0
重症筋無力症	5	6	6
全身性エリテマトーデス	13	13	12
スモン	1	1	1
再生不良性貧血	3	3	3
サルコイドーシス	3	4	3
筋萎縮性側索硬化症	3	3	2
強皮症/皮膚筋炎及び多発性筋炎	9	9	9
特発性血小板減少性紫斑病	5	4	5
結節性動脈周囲炎	0	1	0
潰瘍性大腸炎	26	27	29
大動脈炎症候群	0	0	0
ピュルガー病	1	1	1
天疱瘡	2	3	3
脊髄小脳変性症	4	6	6
クローン病	8	8	8
難治性肝炎のうち劇症肝炎	0	0	0
悪性関節リウマチ	0	0	0
パーキンソン病関連疾患	17	24	24
アミロイドーシス	0	0	0
後縦靭帯骨化症	1	3	1
ハンチントン病	0	0	0
モヤモヤ病(ウイルス動脈輪閉塞症)	0	0	0
ウエゲナー肉芽腫症	0	0	0
特発性拡張型(うっ血型)心筋症	4	4	4
多系統萎縮症	2	1	1
表皮水疱症	0	0	0

特定疾患	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
膿疱性乾癬	0	0	0
広範脊柱管狭窄症	0	0	0
原発性胆汁性肝硬変	2	3	3
重症急性膵炎	0	0	0
特発性大腿骨頭壊死症	0	0	1
混合性結合組織病	2	2	2
原発性免疫不全症候群	1	0	0
特発性間質性肺炎	1	1	1
網膜色素変性症	4	6	5
プリオン病	0	0	0
原発性肺高血症	0	0	0
神経線維腫症(I型、II型)	1	2	2
亜急性硬化性全脳炎	0	0	0
バッド・キアリ症候群	0	0	0
特発性慢性肺血栓栓症(肺高血圧型)	0	0	0
ライソゾーム病(ファブリー病含む)	0	0	0
副腎白質ジストロフィー	0	0	0
家族性高コレステロール血症		0	0
脊髄性筋萎縮症		0	0
球脊髄性筋萎縮症		0	0
慢性炎症性脱髄性多発神経炎		1	0
肥大型心筋症		0	0
拘束型心筋症		0	0
ミトコンドリア病		0	0
リンパ管筋腫症		0	0
重症多形滲出性紅斑(急性期)		0	0
黄色靭帯骨化症		0	0
間脳下垂体機能障害		2	4
計	119	139	137

資料：伊丹健康福祉事務所（各年度末現在）

(4) 障がいのある子どもの就学・就園状況

平成23年5月1日現在、町内の小中学校における障がい児学級は計19学級で、在籍児童生徒数は51人となっています。また、特別支援学校等に通っている児童生徒は15人（小中学校では7人）となっています。

なお、この他に町内の小中学校の通常学級に在籍し、療育相談・進路相談等の支援を受けている児童生徒がいます。

【保育所における障がいのある子どもの在籍数】 (単位:人)

	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
在籍児童数	216 (78)	224 (82)	214 (83)	223 (82)	224 (79)	229 (128)	224 (121)	250 (157)
在籍障がい児数	4 (1)	7 (1)	7 (0)	6 (0)	4 (0)	8 (1)	9 (0)	9 (2)

※()内は3歳未満(再掲) 資料:福祉課(各年10月1日現在)

【幼稚園における障がいのある子どもの在籍数】 (単位:人)

	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
在籍児童数	287	308	353	339	327	322	307	305
在籍障がい児数	3	3	6	5	6	13	14	14

資料:学校教育課(各年5月1日現在)

【特別支援学級の状況(小学校)】

	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
設置校数(校)	5	6	6	6	6	6	6	6
学級数(級)	7	10	10	10	11	11	11	12
児童数(人)	14	22	23	25	29	28	32	36

資料:学校教育課(各年5月1日現在)

【特別支援学級の状況（中学校）】

	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
設置校数(校)	1	1	3	3	3	3	3	3
学級数(級)	3	1	5	3	4	5	6	7
生徒数(人)	4	2	6	4	6	10	13	15

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

【子ども発達支援施設における在籍数】

(単位:人)

在籍数	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
在籍数	4	6	9	6	9	15	13	11

資料：川西さくら園（各年5月1日現在）

【特別支援学校等在籍者数】

(単位:人)

	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
小学部	1	1	1	2	3	2	2	4
中学部	1	0	1	1	1	1	2	3
高等部	9	5	3	4	3	7	6	8
計	11	6	5	7	7	10	10	15

※川西市立川西養護学校・兵庫県立こやの里特別支援学校 兵庫県立高等特別支援学校・兵庫県立阪神特別支援学校の計

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

(5) 職員の障がい者雇用状況

【猪名川町における職員の雇用状況】

(単位:人)

	算定基礎労働者数		障がい者雇用人数				雇用率(%)	
			身体障がい者		知的障がい者			
	町長 部局	教育 委員会	町長 部局	教育 委員会	町長 部局	教育 委員会	町長 部局	教育 委員会
平成18年度	170	57	3	1	0	0	1.76%	1.75%
平成19年度	167	54	3	1	0	0	1.80%	1.85%
平成20年度	165	53	4	1	0	0	2.42%	1.89%
平成21年度	165	50	3	1	0	0	1.82%	2.00%
平成22年度	165	49	3	1	0	0	1.82%	2.04%
平成23年度	164	49	3	1	0	0	1.83%	2.04%

資料：総務課（各年6月1日現在）

2：障がいのある人等の実態・意向調査

本計画見直しにあたり、障がいのある人や家族の人のご意見を計画策定に反映するため、障がい者関係団体等からのニーズ調査にもとづき、障がいのある人を取り巻く問題点や行政への要望等について、意見の取りまとめを行いました。

【実施時期】

平成23年11月4日付け依頼 11月30日提出期限

【調査協力団体等】

(協力依頼団体等) 障がい者関係団体 9団体 障がい者関係事業所 9事業所

<p>○ 障がい者関係団体 (回答団体 7 団体)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猪名川町身体障害者福祉会 (身体障がい) ・ 猪名川町身体障害者福祉会 父母の会 (身体障がい) ・ 猪名川町手をつなぐ育成会 (知的障がい) ・ ころろ猪名川家族会 (精神障がい) ・ ユウカリ福祉会 猪名川園保護者会 (知的障がい) ・ すばる家族会 (身体・知的障がい) ・ 川西さくら園 保護者会 (障がい児)
<p>○障がい者関係事業所 (回答事業所 6 団体)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猪名川町社会福祉協議会 多機能型事業所 希望の家すばる (身体・知的障がい) ・ ユウカリ福祉会 猪名川園 (知的障がい) ・ 川西市立川西養護学校 (身体・知的障がい) <p style="text-align: right;">ほか</p>

【実施方法】 アンケート調査票送付による実施

【分野ごとの主な意見等】

(1) 啓発・広報・理解・社会参加

障がいに関する理解の促進や障がいのある人へのボランティア活動の推進、障がいのある人の地域社会への参加に関すること。

- 関係機関、団体、事業所、町民をつなぐ要になる部分が弱いため、町又は社会福祉協議会に拠点になる組織の設置が必要。
- 民生委員や福祉委員の一部とは、ネットワークは出来ているが、全体にまでは広がっていない。
- 障がい者への理解促進のため、町内のイベント等には可能な限り参加している。
- 障がい発症が生育途中からのため、本人や周囲の者が障がいを理解するのに時間がかかる。
- 周囲の人達への障がい特性の啓発
- 当事者家族の前向きな生き方支援
- 軽度知的障がいの人などは、周囲の理解が得られにくく、今後の社会参加に心配がある。
- 同年代児童との交流
- 障がい児施設への健常児交流等の実施
- 高齢者施設等、異年齢層との交流
- 社会参加するために民生委員等のボランティア支援が必要となるため、行政において啓発願いたい。
- GH（グループホーム）・CH（ケアホーム）設立時に地域の理解が難しいケースがある。
- 自治会、民生委員、社協などの連携により障がい者理解、支援体制強化を図る。
- 聴覚障がいについて、町民への理解が少しずつ広まっている。
- 聴覚障がい者への理解促進として、手話通訳などの啓発活動の場を増やす。
- 町職員研修の実施
- 災害訓練時に健常者と聴覚障がい者が出会い、コミュニケーション方法を求めたい。
- ボランティア同志のつながりが弱いと感じる。
- これまでのような啓発ではなく、障がいの種別や障がいのあるなしに関わらず、仲間意識の持てるアプローチが必要である。
- ボランティアセンターで主体的に活動できる住民リーダー中心の体制づくりが必要である。

- 障がい=悪という偏見、ニュース等の悪いイメージがある。知らない怖さが先走ってしまう。
- 障がいへの理解は少しずつではあるが進んでいる。地域の不安要因は、障がい者の問題行動によるものが多いため、問題行動等があった際の相談窓口を明確化する必要がある。
- 相談に対し即座に対応するシステムを早急に確立する必要がある。
- 障がい特性などについて正しい知識があまり普及していないように感じる。知識がないために偏見や誤解が生じている部分がある。発達段階に応じた障がい理解について、疑似体験を合わせた知識普及の取り組みが必要である。
- 情報発信する場・機会が少ない（地域のイベントに限りがある）
- 各関係機関との交流や啓発活動は行っているが、不特定の地域の方との交流については、取り組めていない現状である。
- マンパワー（ボランティア）の不足
- 啓発・広報活動の促進に対する行政・地域住民等の物心両面の支援・理解を深める取り組みが必要である。

（2）生活支援

障がいのある人の在宅・施設サービスの充実や相談支援、権利擁護に関すること。

- 3障がいに対応する施設サービスが少なく、他市に頼らざるを得ない状況の中、他市への送迎にかかる交通費などの金銭的負担のほか、家族の高齢化に伴い、体力的にも家族支援が困難になってくるものと思われる。
- 町内に3障がい者が利用できる施設サービスを作るべきである。特に短期入所事業の必要性が高い。
- 在宅障がい者の人は、家族介助が不可欠であるが、親の高齢化に伴い、障がい者が親の面倒を見なければならないことも心配される。そのためにも移動支援や緊急時の対応、ケアホーム、短期入所等のサービス確保が必要である。
- 支援者側の人材確保と養成。
- 成年後見制度の事業実施。
- 個々のケースに応じた相談支援の充実
- 精神障がい者については、その障がい特性から個別対応が非常に大事であるため、個別支援サービスの充実が必要である。
- 未就学児を預かってくれる場所がない。（ボランティアでも良い）
- 七夕保育園での障がい児一時保育の際には、登録ヘルパーさんの派遣を検討してほしい。

- 療育訓練・学習支援の場がない。
- ST（言語療法）やOT（作業療法）でなくてよいので、体操教室やトランポリン教室など、利用者負担ありで実施できる環境整備をお願いします。
- 障がいサービスの種類や内容について、もっと情報がほしい。
- 当事者家族への支援の充実
- 町内に短期入所事業所がないので、遠方まで行かなければならない。
- ケア付き住宅、CH（ケアホーム）の設置が将来必要となる。
- 「すばる」において、知的・身体など個別支援の配慮が必要
- 在宅介護がトータルにできるよう、24時間（夜間）対応サービスが必要
- ガイドヘルパーの利用できる範囲が狭く高額負担になるため、通院にさえ利用できない。
- 総合福祉センターで短期入所サービスを実施してほしい。また、町内の高齢者福祉サービス施設で障がい者の短期入所の受け入れを実施してほしい。
- 聴覚障がい者が利用できる社会資源が少ない。
- 「すばる」では、多種の障がい者が利用している事業所であるため、身体・知的など同じフロアで日中活動をしていく部分で課題がある。
- 3障がいと共に障害者福祉センターを利用できるようにするためには、町、社協及び利用者家族と一緒に考えていける場づくりが必要である。
- 個人情報保護が一人歩きし、必要な情報も流れにくい。
- 相談支援を活用する人が限られているのではないか。
- 権利擁護について、虐待の定義等広く周知する事が必要である。
- 成年後見制度も浸透しておらず、また、触法者への支援が不透明である。
- 在宅障がい者は、問題があっても家族内で抱えてしまっており、相談する機会にも恵まれない。
- 障害者虐待防止法施行の広報
- 成年後見制度の啓発、触法者に対する支援システムの確立
- 地域ネットワークの確立
- 幼児期からの早期支援の必要性
- 療育支援として、個別的指導または小集団指導体制の整備（言語指導、作業療法が付加できれば最良）
- サービスがあっても、それに従事するスタッフが少ない。
- サービスを理解し、活用できるような取り組みが必要である。
- 在宅・入所共にサービスが少ない。
- 相談支援・学校・施設の連携が不十分である。
- 「誰もが安心して暮らせるまちづくり」に向け、職住分離・地域移行の理念に沿った「3障がいそれぞれの障がいのある人が望む生活を実現すること」が、その目的を達成するための社会資源・マンパワーの充実が課題である。

(3) 生活環境

住居や公共施設、道路、公共交通機関などのバリアフリー化の推進や障がいのある人の災害・緊急時の支援に関すること。

- 地域の防災訓練は、障がい者を含めた訓練にはなっていない。災害時の障がい者を受け入れる福祉避難所を明確に設置し、地域の防災と連携してほしい。
- 町内の事業所を福祉避難所に指定し、地域に周知する。
- 災害等が発生した場合、障がい者はパニックになりやすく、避難所までの移動手段のほか、避難所内での生活に馴染めるのか不安がある。
- 避難所の指定も大切であるが、障がいのある人にとっては、普段から知っている場所・安心できる場所が居心地の良い場所である。
- 公共の場での障がい者への認識度の向上施策のひとつとして、バッジやワッペン等の配布、掲示を検討しては。
- 避難場所がはっきり分かりやすいもので掲示してほしい。
- 校区毎のコミュニティ推進協議会の中に障がい者を参加させてほしい。
- 緊急時の短期入所、また長期入所施設が町内にない。
- 災害時の避難場所が障がい者に充分配慮されていない。
- 総合福祉センターには特殊浴槽しかないので、一般家庭浴槽に慣れた人には入りにくい。
- 障害者福祉センターを災害時障がい者福祉避難所に指定してほしい。
- 障害者福祉センターに一般家庭浴槽も設置してほしい。
- 聴覚障がい者のみの世帯では、火災警報器の音が聞こえず不安であるため、近隣市町の状況も確認した中で、聴覚障がい者向け機器の助成制度が必要である。
- 災害時の音声情報が聞こえないため、支援のあり方について制度構築する必要がある。
- 具体的な福祉避難所のマニュアル作りを早急にしていく必要がある。
- 「すばる」利用者が優先的にセンター避難所を利用できるのか、不安である。
- 「すばる」職員は、社協職員として広く地域福祉も担っていく必要があるため、有事の際はボランティアや利用者家族が自主的に動けるネットワーク作りが必要である。
- 障がいのある人に対する災害・緊急支援について、個人情報保護等がバリアとなり、生活しづらいのが現状である。
- 高齢者世帯では、住宅改修等、金銭的に難しい。

- 災害・緊急時の支援において、シミュレーションがないため、本人・支援者ともにイメージができない。また、施設側で受け入れる場合の費用負担のあり方も検討しておく必要がある。
- 生活支援と連動し「誰もが安心して暮らせるまちづくり」に向け、ノーマライゼーションの理念に基づく生活環境の整備の推進、また昨今の災害発生を通して、災害緊急時の災害弱者の支援体制の整備については、町のリーダーシップによる各関係機関・団体の連携、役割分担について、協議・調整の場づくりが必要である。
- 地域特性から自家用車での移動が多く、公共交通機関を利用する際には、利用する側や事業者双方に不慣れな点が見受けられるほか、設備上使いづらい点があるなどの問題がある。
- 障がいのある人が自立して利用できる居住環境が少ない。
- 緊急時を含め、家族の支援に頼っている状態である。

(4) 教育・療育

障がいのある子どもの療育・教育に関すること。

- 川西さくら園に通園する程でない人や川西さくら園を卒園した人が、必要に応じて継続的な相談が受けられる機関を町内に設置してほしい。また、定期的な巡回相談を実施してほしい。
- 保健センターの児童検診と療育相談が連携継続していける仕組みを作るべきである。
- 毎月障害者福祉センターで実施されている障害者相談員制度も是非とも活用してほしい。
- 就学前の子どもが、川西さくら園まで通園するのは、親子とも大変であるため、町内での受け入れ体制を構築すべきである。
- 一時的に対象者の多い時期だけでも町内での開設が出来ないか。療育相談をはじめ、町内の保育所、幼稚園や小学校等との連携強化が必要である。
- 川西さくら園とは別に町内で療育相談、家庭内での取り組みアドバイスを受けられるようにしてほしい。
- 各専門機関との連携や当人の将来に対する方向性などに関するカウンセリング事業の実施
- 聴覚障がい児の親は子どもの言語獲得や発達について、不安を持っている。親の集まる場所や情報交換の場がない。

- 町内支援学級内に在籍する聴覚障がい児に対して、学校側の情報保障やコミュニケーション支援について配慮がある。
- 小学校での特別支援教育が地域での理解者を増やすことにつながっていると思う。
(教職員への支援配慮も必要)
- 学校支援ボランティアと社協ボランティアなどとの連携ができると良い。
- 他市への療育の依存度が高い。
- 保護者が相談にいける場所、保護者を教育する場所(障がい受容)が欲しい。
- 町の人口規模から、かゆいところに手の届く交流・教育・親の障がいを受け入れる心構え等の研修事業の立ち上げが必要である。
- 普通学校で受け入れる場合、施設的な問題や職員配置の関係から、入学を断られる場合がある。
- 発達障がい児による学級崩壊が起こっても先生が発達障がいを理解できていない。
- 教職員への正しい障がい理解の支援
- 特別支援教育にかかる各種情報のデータベース化
- ノーマライゼーションの理念に基づく「統合教育」「交流教育」のより一層の充実とともに、各自のニーズに沿って様々な進路選択が可能となるよう特別支援学校とのより一層の連携が必要である。
- 専門的な教育機関が少なく、卒業後の支援も継続しにくい。

(5) 雇用・就業

障がいのある人の雇用の促進や就労の支援に関すること。

- 就労できる企業が少なく、なかなか協力が得られない。
- 後継者不足の農業分野に雇用が生み出せないか。
- 障がいのある人が働きたいという意欲を持っていることを、多くの関係機関の方に知ってもらい機会づくりが必要である。
- 就労が出来れば一定の所得保障へつながり、障がい者の生活意欲も向上する。
- 就労トライアル実習の機会を少しでも確保してほしい。
- 町内でのジョブコーチの設置
- 町内で働ける企業(場所)がほしい。
- 商工会などを通して、小さな職場でも良いので、従業員とともに家族的に働ける場所がほしい。
- 障がい作業所等以外の民間企業への雇用促進
- コーディネーターの配置とともに、シルバー人材センターや民間企業スタッフの設置など、行政として幅広い視点での支援が必要である。

- 聴覚障がい者に対する情報確保に取り組んでいる職場は少ない。
- ジョブコーチ従事者が聴覚障がい者に対する理解が乏しい。
- 聴覚障がい者の職場定着支援の方法として、町として周囲の職員理解やサポート体制を構築した中で、先進事例となってほしい。
- 職場実習できる場所が少ない。
- 一般就労ができない人への福祉工場的な場所がほしい。
- NPO、企業などとのコラボができるような新しい試みも必要ではないか。
- 町内では働ける場所が少なく限定されることから、町として雇用に向けた動きを主導すべきである。
- 商工会等への啓発不足
- 町や社協において、障がい者雇用の場の拡大を図っていかないと民間事業者の理解は得られない。
- ジョブコーチの指導に問題がある場合がある。
- 障がい者による問題行動の理解が難しい。
- 職場で解雇に至る前に支援できる体制の確立
- 教育で大切にしている部分と就業で必要になる部分は、必ずしもイコールではない。
- ジョブコーチなどの専門職が不足している。
- 障がい者雇用に対して、事業所側の理解が乏しい。
- 働きたいと思っている障がい者の能力と企業の求めている水準に乖離がある。
- 就労する場が少ない。
- 企業に障がい者を雇用する体力がない。
- 商工会や企業団体等との連携を図る中で、地域での障がい者雇用について考える機会を作る必要がある。
- 企業から求められる人材育成のための職業訓練が必要である。

(6) 保健・医療

障がいのある人の保健や医療に関すること。

- 継続的な医療受診が必要な人ほど、遠方の総合病院に通院しているのが現状である。近隣の病院を受診したくても障がい者に慣れていない医師も多く、受診拒否されることがある。
- 「すばる」など、町内事業所での健康診断実施の際には、なるべく近くの病院にお願いし、利用者に近隣医師との接点を持てるよう配慮してほしい。
- 障がい者に対する町内医療の充実が必要である。
- 団体等に参加されていない障がい者、家族への支援
- 精神医療には医療費補助があるが、一般医療に関しては医療費補助が受けられない人たちがいるので改善してほしい。
- 発達障がい児を理解し診察してくれる医療機関が少なく、十分な診察が受けられない。(障がい児の診察を嫌がる医師もいる)
- 健康保険でどこまでケア対象となるのか情報提供が必要
- リハビリなどのため各々が通院しているが、親の高齢化などにより通院も難しくなってきた。
- 地域に理解あるトータルな関わりをもってくれる医療機関が必要であり、町による働きかけ等の支援が必要である。
- 保健や医療に関する情報が少ないため、健康管理に不安がある。
- 聴覚障がい者向けの健康講座の開催
- 地域の医療機関が障がいのある人への理解をもってもらえるような取り組みを進めてほしい。
- 医療機関が遠方のため、家族の負担が大きい。本来なら受診すべき疾患があっても見過ごされているケースがある。
- 町による障がい者を対象とした健康診断の実施や定期的な健康チェックによる保護者への保健指導等の実施。
- 病院が怖い障がい者に対し、配慮できる病院を家族が知らないために症状が悪化しても通院できずに困っているケースがある。
- 障がい者の受け入れに協力的な病院を一覧にし、相談があった場合にお知らせできる体制づくりが必要である。
- 専門の機関が少なく、通院や相談が受けにくい。
- 専門機関からの派遣や必要な医療が受けられるようなケアマネジメントの整備

(7) 情報・コミュニケーション

障がいのある人に対しての情報提供やコミュニケーション支援に関すること。

- 猪名同教の保護者交流会のオブザーバーとしての参加しか、情報提供出来る機会がないので、仲間作りが難しくなっている。
- 団体活動の情報提供の場として、様々なイベントに参加している。
- 核家族化（高齢者と障がい者のみの世帯）が進み、地域との交流機会も減少してきており、地域との付き合いが低下している。
- 町広報誌や社協だよりなど、障がい者や介助者に適切な情報提供となるような工夫が必要である。
- 集える場所がほしい。(人と接することが苦手な人が多いので、その辺の配慮をお願いしたい。)
- 発達障がい児など、コミュニケーション方法が分からず、戸惑うことが多い。対応方法などをアドバイスしてくれる人がほしい。
- 形式に捉われたサービスしかない。
- 行政主導により、利害なく健常者と障がい者のコミュニケーションが図れる環境づくり
- 障がいのある人は外出しにくく、外部との交流もしにくい。
- 通所施設に通える人は、そこで情報が得られるが、通えない人は孤立してしまい、情報も入りにくい。
- 町として障がい者個別の状況を把握し、個別郵送などにより情報を提供する必要がある。
- 町の手話通訳登録者が増えていない。
- 町ホームページに手話に関する情報が掲載されていない。
- 役場内に手話通訳できる職員を配置してほしい。
- 情報が届いているのか、理解できる方法で情報を提供しているのかを点検する必要がある。
- 障がい特性に応じた情報提供の形を用意する必要がある。
- 自閉症・発達障がい・アスペルガー等の人に対して、生きにくい社会で生活している事を認識してもらい、少しでも生活しやすい環境を整える必要がある。
- 地域のネットワークにも情報提供し、地域でも簡単に情報発信や入手ができるシステムが必要。(自治会の活用なども検討してみては)
- 障がい者の情報保障を推進し、健常者と同様な情報提供やコミュニケーション支援が図れるよう、各事業・団体間の役割分担の中で、より一層の社会資源の充実・整備が必要である。

- 障がい者本人にとって、わかりやすい情報提供がされていない。

(8) 団体、事業所としての取り組み

団体等として取り組んでいること及び条件が整えば取り組めること。

- 町内関係行事への協力
- 特別支援学校見学会
- エイブルアート
- 精神ふれあいサロン事業（ふれあいの場づくり）
- 当事者、家族を対象とした相談事業
- 精神疾患や社会についての研修会・懇談会
- 当事者の声の吸い上げ
- サークル的な活動に対し、補助金や公共施設の提供など
- 町内での短期入所設置に向けた運動・研究
- ケアホームや在宅介護 24 時間体制の構築に向けた研究・他市見学
- 個別支援プログラムの支援（ボランティア派遣など）
- ガイドヘルパー養成支援、会員補助
- 就労訓練や生活の場の確保（親亡き後の生活をイメージ）
- ケアホームの拡充、児童デイサービス等の実施
- 他事業所との交流・実習・職場訓練等
- 地域の中での各学校との交流、障がい者と高齢者の交流等
- 触法者の受け入れ
- 地域のイベントに参加し、障がい者に対する理解を深めてもらう。
- ボランティアの活用（製造・付き添い）について、取り組んでいる。
- 作業を通じて社会のルールを学ぶとともに、販売や生産活動を通じて社会とのつながりを持つようにしている。
- 町主催の地域でのイベントを増やしてほしい。

(9) その他の事項

① 障がいや障がいのある人を理解してもらうための活動

- 毎年12月に図書館内で「いながわエイブルアート」（障がい者作品展）を開催している。
- 町内でのイベントには積極的に参加している。
- 障害者自立支援協議会委員として参加している。
- 猪名同教研修会へ参加している。
- 精神疾患初期発症者に対する研修会の実施。
- ピンクリボンのような啓発物品の配布等、良い意味でのPR活動
- ふれあい運動会、ふれあいバスツアー、ゆうあい福祉のつどい、いながわまつり、エイブルアート等への参加
- 小学校等での手話通訳指導、聴覚障がいについての講義
- 町人権研修での講演（聴覚障がいと手話コミュニケーション）
- 地域自治会への入会、地域小学校との交流、トライやるウィークでの受け入れなど
- オータムフェスタや夕涼み会の開催、機関誌の発行
- 町や自治会主催のイベントへの参加
- 啓発・交流の機会として、学校や福祉機関等の他機関との連携や交流の機会（ふれあい行事）を行っている。

② 協働の取り組み

- 福祉の集い、ふれあい運動会等において、社会福祉協議会とは密接に連携協働している。
- 障がいがあっても自分たちで出来ることは、出来る限り自分たちです。
- 手話サークルとの交流、学習会
- 企業内授産所との連携
- 作業をボランティアに協力してもらい、一緒に活動している。
- 民生児童委員にレクリエーションの手伝いをお願いしているほか、猪名川体操協会へスポーツ参加への取り組み支援をいただいている。

③ 財政基盤、運営方法等の改善に向けた取り組み

- 民間企業への協賛
- 会費収入だけでは運営費が足りない。町からの補助金を足しても厳しい。
- 利用者確保への取り組み、サービス内容の拡大

- 運営方法等を向上させるべく、苦情改善策、外部研修等、常に職員間で協議している。(現場職員の前向きな姿勢が大切)
- 利用者数の確保のためのサービスの充実
- 学校の実習受入れ

④ 猪名川町の障がい者施策の良い点、改善すべき点について

- 障害者（児）福祉金の手当がある。
- 福祉事務所の設置が必要である。
- 相談支援事業は、町直営がよい。
- 福祉就労の場所が必要である。
- 福祉課担当職員と直接顔を合わせながら話し合いができること。
- 社協で行っている精神サロン事業など、当事者や家族の安心になっている。
- 色々と相談にのってもらっているので、ありがたい。
- 健常児への啓蒙活動の強化
- 小学校加配教員の補充、強化
- 療育施設へのスタッフ増員
- 障害者福祉センターができ、デイサービスと作業所が両立できたことがよかった。
- 多機能型「すばる」となり、各通所者に応じた個別支援計画が十分に生かせるよう配慮が必要である。
- 聴覚障がい者の目を見た場合、町職員の窓口対応には不満がある。手話通訳者派遣事業ではなく、手話通訳設置事業（職員配置）としてほしい。
- 社協と民間事業所との格差が大きい。
- 福祉施策の中心部が社協に集中している。動きにくさを感じるとともに、公平性に欠ける部分がある。
- 制度利用をしやすくするためにも手続き代行の仕組みが必要

⑤ 猪名川町の障がい者施策において、特に重点的に取り組むべき課題について

- 社会福祉協議会を充実した施設サービスにするための施策が必要
- 障がい者が地域で暮らすための住まいの確保
- 日中活動系サービスの整備
- 施設支援の役割分担、整備
- 就労支援施策（所得保障）の充実
- 精神障がいに対する理解の啓発
- 自然を活かした農業等の障がい者が活躍できる場を多く作ってほしい。
- 未就学児、就学児に関係なく、一時保育できる場所の確保
- 療育訓練等の場所の確保

- アスペルガー障がいなど、普通学級にいても支援が必要な子どもに対する支援のあり方が曖昧である。巡回指導員などの対応はどうか。
- 短期入所サービスの実施
- 「すばる」生活介護事業の個別支援の充実
- 医療機関との連携により、地域で医療を受けられるように支援してほしい。
- 在宅介護（24時間体制）の充実
- ケアホーム、ケア付き住宅の設置
- 町が主導となって取り組む姿勢が町民に見える事こそ、町民への理解が早い。
- 町独自のやり方を見いだすべきである。
- 高校卒業後の進路として選べる施設数が少ない。
- 福祉的就労のできる場を増やす取り組みが必要
- 地域で人生を過ごせるような福祉サービスの充実

⑥ 計画策定についての意見・提案について

- 全国的な問題として、少子高齢化が進む時代にあって、障がいのある人達が生きていく上で必要となる福祉サービスが、今後充実していくのか不安である。
- 調整区域規制の問題を含め、町内人口の減少などの不安。
- 平成25年に予定されている（仮称）総合福祉法への改正に伴う今後の障害福祉制度への不安。
- 障がい児を持つ親として、子どもの将来に繋がる事に関しては、協力は惜しまない。また、他の親への協力依頼など、必要であれば協力します。
- ヒアリングのみでなく、策定委員会等に当事者委員としての参画が必要である。（国の制度改革推進会議では参画している）
- 障がい者の生活をおびやかす様な規制の撤廃、町として県に申し出るべきである。
- 地域特性を踏まえた独自支援策を作ることが大切である。

第3章 計画の基本理念と目標

第1節 基本理念

地域であたりまえに暮らし、共に支えあい心豊かに暮らせるまち

平成18年4月からスタートした障害者自立支援法は、障がいのある人に対するサービスの計画的な整備、就労支援の強化、地域生活への移行の推進等を通じて、障がいのある人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すものであり、本町は同法の制度改革の趣旨及び障がい者施策の根幹に関わる理念である「ノーマライゼーション」「共生社会」を基本として、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で暮らし続けることができ、町全体で障がいのある人の社会参加と自立を支える体制づくりをめざします。

第2節 基本目標

本計画では、「地域であたりまえに暮らし、共に支えあい心豊かに暮らせるまち」という基本理念の実現を図るため、3つの基本目標を掲げて取り組みを進めていきます。

人としての権利を守り、自己決定、選択を尊重しよう
(障がいのある人の人権を尊重し、主体的に選択することへの支援)

支え合い助け合う地域づくりを進めよう
(生活しやすい環境への改善)

多様な社会参加を実現しよう
(いきがいを持って参加できる活動の場づくり)

第3節 重点課題

前期計画までの基本理念を継承し、障がい者団体等へのアンケート調査結果等を踏まえて、次の6点を計画の重点課題と位置づけ、早期の解決を図るため、各分野における施策を推進します。

課題1 障がいの違いにかかわらず気軽に利用できる相談支援体制の充実

平成18年4月に障害者自立支援法が施行されたことに伴い、平成18年10月には障がい福祉サービスの紹介や利用手続きなど、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう総合的な相談窓口として障害者相談支援センターを開設し、さらに平成20年10月には、障がいのある人で働く意欲のある方の就労準備や求職活動などに係る相談・支援を行うための障害者就労支援センターを開設しました。

引き続き、障害者相談支援センター及び障害者就労支援センターを町における相談・支援拠点として、障がいの種別にかかわらず、身近なところで気軽に安心して利用できるよう、相談窓口における機能の強化・拡充を図っていくことが必要です。

また、平成24年10月からの「障害者虐待防止法」の施行に伴い、障がいのある人に対するあらゆる虐待行為に迅速に対応するため、障害者虐待防止担当窓口を開設することとしています。

課題2 社会参加と自立を支援する就労支援の充実

自立した生活や就労に向けた訓練・支援を受けたいという要望は、若年層において高くみられます。現在町内には、そのようなサービス提供を行う事業所が少ないことから、希望者は近隣市町に所在する施設を利用している状況にあります。

障がいのある人の社会参加と自立を支援するために、障害者自立支援協議会・就労支援部会等のネットワークを活用しつつ、身近なところで機能訓練や生活訓練、就労支援などのサービスを利用できるよう、町内における供給体制を確保していく必要があります。

特に障がいのある人が、地域で自立した生活をおくるためには、就労により安定的な収入を得ることも重要となります。障がいのある人の雇用や就労を促進するため、障害者就労支援センターを核として、労働、保健、福祉、教育等の関係部門・機関が連携を図るとともに、能力や適性に応じた雇用・就労機会の拡大、職業能力開発等について、一人ひとりの希望や障がいの状況に応じた就労への支援にかかる機能強化を図っていく必要があります。

また、町内での就労の場の確保策として、町役場などの公共機関が率先し、障がいのある人の採用や職場体験実習の場の提供などを通じて、民間事業者への意識啓発に向けた積極的な取り組みが必要です。

その他、近隣市町に所在する施設を利用する場合の移動の支援、サービスに関する情報提供などの充実を図ることにより、サービスの利用を促進することも必要です。

課題3 交流・仲間づくりのできる身近な場づくり

各種団体アンケート調査結果では、核家族化の進展とともに地域との交流や同じ障がいをもつ人同士との付き合いが希薄となってきた状況が窺われることから、同じ障がいのある人同士の交流や、地域住民とのつながりを支援するため、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者関係団体への活動支援や日中を過ごせる場の提供事業の拡充を図るなど、その交流や仲間づくりのきっかけとなる機会や場づくりを強化していく必要があります。

また、障がいのある人を地域で見守るとともに、地域の活動に障がいのある人自身が参加できるような地域づくりを進めていくことが重要です。

課題4 移動・外出にかかる支援の充実

障がいのある人の外出状況は障がい者団体等へのアンケート調査結果などをかنگみるとあまり多いとは言えません。外出目的としては、通院や買い物など生活上の必要が大部分を占め、余暇活動や人づきあいなどは少なくなっています。

本町においては、町内の公共交通機関が少ないことから、特に自家用車などの移動手段を持たない人に配慮した移動・外出支援を推進する必要があります。

移動支援事業に関しては、利用意向の高さもあり、年々サービス利用が増加傾向にあることから、今後ともニーズに見合った利用しやすいサービス環境の確保が必要です。また、難聴や中途失聴など聴覚障がい者に対する支援として、手話通訳者や要約筆記者等の派遣制度の利用拡大を図ることも必要です。

課題5 地域生活を支援する体制の充実

本町においては、障害者手帳を取得する人が年々増加する中で、在宅で生活する重度の人も増加しています。

重度の人が自宅で安心して生活を続けるためには、在宅サービスを利用しながら生活できるよう支援を行うとともに、緊急時の施設の利用や医療を円滑に受けられるよう、町内でのサービス基盤の整備はもとより、近隣市町との広域的な連携により体制を確保していく必要があります。

本町の持家率は非常に高く、自宅で家族と暮らしている人が大部分を占めています。障がいの重度化や介護者である家族の高齢化など、在宅生活にかかる中長期的な変化を視野に入れながら、既に実施している障害者自立生活訓練ホーム（平成20年6月開設）への運営費助成の継続、また今後とも町内での開設が想定されるグループホーム、ケアホームへの運営費助成などについて、事業者誘致も含め引き続き検討を図る必要があります。

課題6 障がい福祉情勢に対する柔軟な対応

本計画策定時においても、障がい福祉情勢はめまぐるしく進歩しており、法改正並びに制度改正が適時行われております。また、介護保険法の改正により、喀痰吸引等の業務を行うことができる人材の育成に努めることなども今後必要となってきました。

本計画は3年の計画期間があることから、今後もこれら法改正や障がい福祉を取り巻く状況に柔軟に対応し、ニーズの把握に努め、適時サービスの提供を行っていくことが必要と考えます。

第2部 各論

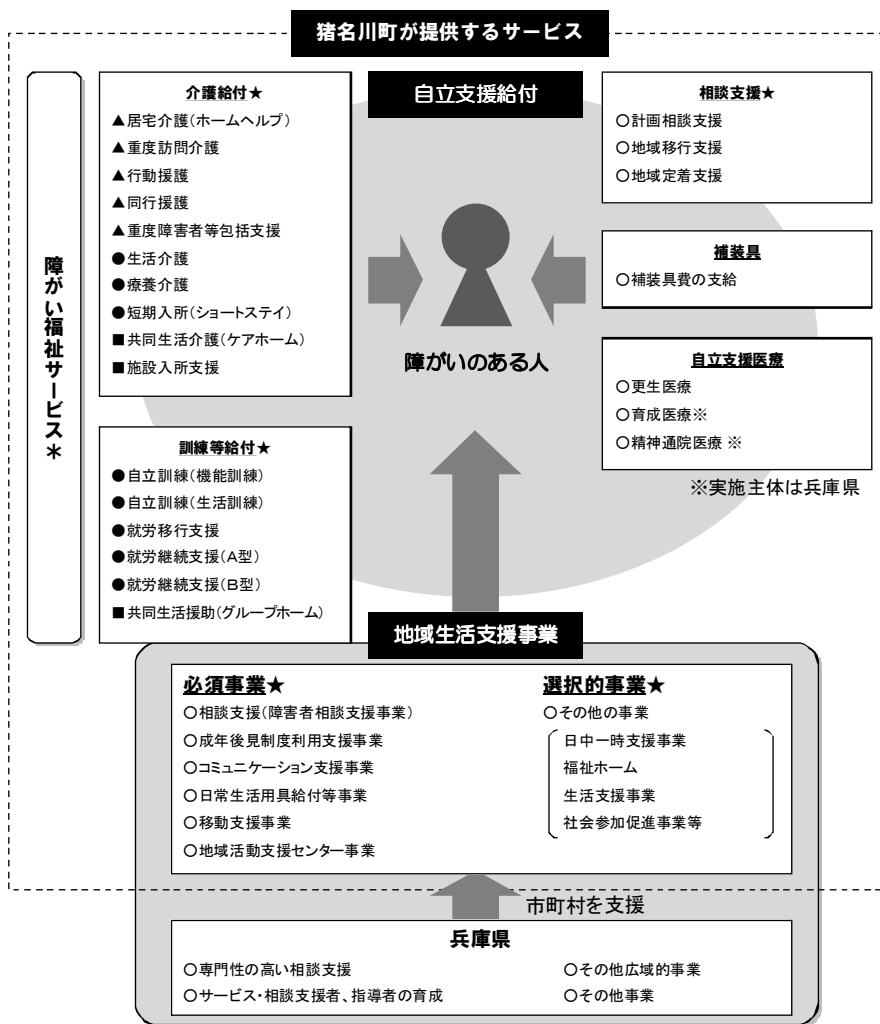
第1章 障がいのある人の福祉サービスの全体的な捉え方

第1節 障害者自立支援法による自立支援システムの全体像

平成18年4月に施行された障害者自立支援法に基づく新たなサービス体系は下図のとおりであり、市町村が主体となって、障がいのある人の自立支援に必要な介護サービスや、就労支援、地域生活移行に関わるサービスを、一元的に提供するしくみとなっています。

障がい福祉計画は、こうした障がい福祉サービス等の確保を目的とした実施計画といえます。

【障害者自立支援法による自立支援システムの全体像】



* 障害者自立支援法では、介護給付と訓練等給付の各サービスを総称して「障がい福祉サービス」と定義し、限定的な用語として使われています。

* 障がい福祉サービスの頭の記号の意味・・・▲訪問系サービス ●日中活動系サービス ■居住系サービス

* ★はこの計画に関連するサービス

第2節 障がいのある人の福祉サービス・事業の体系

サービス及び事業の体系は以下のようになります。

自立支援給付事業	訪問系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護(ホームヘルプ) ・重度訪問介護 ・行動援護 ・同行援護 ・重度障害者等包括支援
	日中活動系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護 ・療養介護 ・短期入所(ショートステイ) ・自立訓練(機能訓練/生活訓練) ・就労移行支援 ・就労継続支援A型 ・就労継続支援B型
	居住系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・共同生活援助(グループホーム) ・共同生活介護(ケアホーム) ・施設入所支援
	相談支援系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・計画相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援
	補装具支援	<ul style="list-style-type: none"> ・補装具費支給制度
	相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者相談支援事業 ・地域自立支援協議会 ・相談支援機能強化事業 ・成年後見制度利用支援事業
市町村地域生活支援事業	コミュニケーション支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者等派遣事業 ・要約筆記者等派遣事業
	日常生活用具給付等事業	
	移動支援事業	
	地域活動支援センター事業	
	日中一時支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・日中短期入所事業
	更生訓練費給付事業	
	生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・生活訓練事業 ・本人活動支援事業 ・ボランティア活動支援事業
社会参加促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・奉仕員養成研修事業 ・自動車運転免許、改造助成事業 ・スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 ・点字・声の広報等発行事業 	
障がい児支援事業	障がい児支援系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援

第3節 平成26年度の目標値の設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行の促進

地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）の充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、地域での生活を希望する人が、円滑に施設入所・入院から地域生活へ移行できるよう地域生活の紹介や体験の機会等を通じて支援します。

国：平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて数値目標を設定するとされています。また、平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者から、1割以上削減することをめざします。

【目標値の設定の考え方】

本町では、平成17年10月時点において、旧体系施設にあたる身体障害者療護施設（5人）、知的障害者更生施設（9人）を合わせた施設入所者数は、14人となっています。

このうち、施設を退所し、グループホームやケアホーム、一般住宅等に移行する人数を国の指針を基本としつつ、21%以上が地域生活へ移行するものとします。

	数値	対象
基準値（A）	14人	平成17年10月の入所施設入所者数
現状値	16人	平成23年10月の入所施設入所者数
目標値	3人	平成26年度末までに入所施設入所者で地域生活に移行する人数
	21%	（A）の10%以上

※平成24年4月からの18歳以上の障害児施設利用者（5人）にかかる施設入所支援の利用移行を除く。

(2) 退院可能な精神に障がいのある人の地域生活への移行の促進

病状的には退院が可能であるが、住まいの確保が難しい、生計を立てることが難しい、精神疾患に対する誤解と偏見などの理由により、継続して入院せざるをえないという精神に障がいのある人については、自立のための支援体制を整備するとともに、住居の確保により早期退院、地域生活への移行を促進します。

なお、平成24年度以降の目標値の設定については、兵庫県計画にて見込まれます。

(3) 一般就労への移行の促進

一般企業への就労をめざす障がいのある人が、福祉施設から一般就労へ円滑に移行できるよう、就労移行支援事業等を推進します。併せて、一般企業への就労が困難な障がいのある人に対しては、就労継続支援事業において支援します。

また、障害者就労支援センターでは、就労に係る総合的な支援として各種の相談、専門機関の紹介、必要な情報の提供などの充実・向上を図ります。さらに就労へのきっかけづくり、職場体験の場づくりとして、役場等での公共的事務作業などのワークシェアリング導入も進めていきます。

国：平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて数値目標を設定することとされています。

【目標値の設定の考え方】

国の指針に基づき、第2期計画と同じく平成17年度中に福祉施設から一般就労へ移行した実績をもとに数値目標を設定します。

目標値については、国と同様に平成26年度末の時点で、上記時点の一般就労への移行実績の4倍とします。

	数値	対象
現状値	0人	平成17年度中に福祉施設から一般就労へ移行した人数
目標値	4人	平成26年度末までに福祉施設利用者のうち、一般就労へ移行する人数

第2章 自立支援給付の実施目標

障がい福祉サービスは、訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援)、日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、放課後等デイサービス、児童発達支援、短期入所)、居住系サービス(共同生活援助、共同生活介護、施設入所支援)、相談支援から構成されています。

サービス見込み量については、国の基本指針及び兵庫県の考え方を基本として、障がい福祉計画における目標を達成し、障がい福祉サービスを適切に提供できるよう、平成 26 年度までの各年度における必要サービス量等を見込んでいます。

指定障がい福祉サービス（自立支援給付）

第1節 訪問系サービス

(1) 見込み量の単位と算出の考え方

サービス種別	見込み量の単位
○居宅介護 ○重度訪問介護 ○行動援護 ○同行援護 ○重度障害者等包括支援	月平均あたりの年間サービス提供時間 【時間分】

各サービスを区分せず必要量を定めますが、障がい種別ごとに積算した結果の合計数を見込み量として算出します。

平成 23 年 10 月での利用者数及び今後の増加数等を勘案し、各年度における年間総時間数を見込みます。

■制度改正等により踏まえるべき事項（注1）

★利用者負担の規定の見直し（平成 24 年 4 月 1 日施行）（注 2）

法律上も負担能力に応じた負担が原則であることを明確化することになっていきます。（ただし、サービス利用量が少なく、1割負担の方が低い場合には1割。）

★重度の視覚障がい者の移動支援の個別給付化（平成 23 年 10 月 1 日施行）

重度の視覚障がいのある人の移動支援についても、地域での暮らしを支援する観点から、「同行援護」として、自立支援給付の対象となりました。

(注1) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障がい者及び障がい児の地域生活を支援するため、関係法律を整備する必要がある事項を明記しました。

(注2) 訪問系サービスのみならず、障がい福祉サービスにおける共通の事項になっています。

(2) サービス見込み量

			第2期計画				第3期計画		
			平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 23年度 実績 見込み	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
訪問系	居宅介護	時間分							
	重度訪問介護								
	行動援護		2,500	2,700	3,000	2,364	2,712	3,120	3,816
	同行援護								
	重度障害者等包括支援								

○居宅介護

入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる介護を行います。

○重度訪問介護

重度の肢体不自由の人に対して、居宅での生活全般にわたる介護のほか、外出の際における移動中の介護を総合的に行います。

○行動援護

知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動支援を行います。

○同行援護

視覚障がいにより、移動が困難な人に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。

○重度障害者等包括支援

常時介護の必要性が著しく高い人であり、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

居宅介護については、これまでの利用者数の伸びや利用時間数の傾向等を勘案し、全体的に増加傾向にあると見込んでいます。

(3) サービス見込み量確保のための方策

訪問系サービスにおいては、障がいのある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を推進するため、これまで利用実績のなかった障がい福祉サービスについても新たな情報提供を積極的に行うとともに、町内サービス基盤の整備充実を図るための事業所誘致と合わせ、兵庫県や近隣市町との連携を強化し、様々な機会を通じて3障がい対応の訪問系サービス利用の確保に努めます。

また、障害者自立支援協議会における地域生活の支援協議をはじめ、障がい者関係団体等との情報交換を密に行い、障がい福祉サービス利用に関する実態把握をより一層進めるとともに、障がい福祉サービス事業向上への提言などを促進します。

なお、訪問系サービスについては、障がい程度区分に基づく利用となるため、的確なサービス利用量の把握を行い、安定したサービス供給が行えるよう町障害者福祉センターを中心としたマンパワーの確保等サービス体制を構築するとともに、障がい児をもつ家庭に対しては、保護者への育児支援を兼ねた柔軟なサービス利用体制を構築します。

第2節 日中活動系サービス

(1) 見込み量の単位と算出の考え方

サービス種別	見込み量の単位
○生活介護 ○自立訓練 ○就労移行支援 ○就労継続支援	月平均あたりの「月間の利用人員」×「一人一月あたりの平均利用日数」から算出される年間サービス量【人日分】
○療養介護	月平均あたりの「月間の利用人数」から算出される年間サービス利用人数【人分】
○短期入所	月平均あたりの「月間の利用人員」×「一人一月あたりの平均利用日数」から算出される年間サービス量【人日分】

見込み量の算出にあたっては、国の基本指針におけるサービス量の見込み方を参考に、各サービスの支給対象者数と見込まれる人数及び平成23年10月の利用者数を基礎としつつ、関係事業所等の新体系移行を踏まえる中で、今後の利用者の伸びや平均的なサービス利用期間等を勘案して推計します。

■制度改正等により踏まえるべき事項

★在園期間の延長措置の見直し（平成24年4月1日施行）

18歳以上の障がい児施設入所者については障害者施策（障害者自立支援法）で対応するように見直しが進められます。（その際、必要な支援の継続措置に関する規定や、現に入所している者が退所させられることがないようにするための必要な規定が設けられます。特に重症心身障がいのある人については十分に配慮する必要があります。）

★精神障害者の地域生活を支える精神科救急医療の整備等

（平成24年4月1日施行）

都道府県による精神科救急医療体制の確保について法律上位置づけ等が行われます。【精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正】

精神保健福祉士が、精神障がいのある人の地域生活における相談支援を担っていることの明確化等が行われます。【精神保健福祉士法の改正】

(2) サービス見込み量

		第2期計画				第3期計画			
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 23年度 実績 見込み	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	
日中活動系	生活介護	人日分	1,920	4,320	5,280	6,240	7,068	7,524	7,980
	自立訓練（機能訓練）	人日分	0	0	240	0	240	240	240
	自立訓練（生活訓練）	人日分	0	0	480	276	264	264	264
	就労移行支援	人日分	0	720	2,160	1,140	2,808	2,808	3,024
	就労継続支援A型	人日分	0	0	0	0	216	216	216
	就労継続支援B型	人日分	480	3,840	5,930	2,604	6,912	7,128	8,208
	療養介護	人日分	0	0	0	0	36	36	36
	短期入所	人日分	240	250	270	372	480	540	780

○生活介護

生活介護では、常時介護を必要とする人に対して、施設などで入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

生活介護は、従来のサービスからの移行割合が高く、多くの人の利用が見込まれることから、今後も利用者数の増加が見込まれます。

○自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立訓練（機能訓練・生活訓練）では、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス見込み量に関しては、平成24年度以降、継続サービス利用者のほか、新規利用者が発生するものとして算出しています。

○就労移行支援

就労移行支援では、一般企業等への就労を希望する人に対して、一定期間の生産活動やその他の活動機会の確保と提供、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行います。

見込み量に関しては、サービス利用期間が設けられているため、増減しつつも平成24年度以降では、町内事業所の新体系移行に伴い、全体的には利用者数の増加が見込まれます。

○就労継続支援（A型・B型）

就労継続支援（A型・B型）では、一般企業で働くことが困難な人に対して、就労の機会や生産活動などの機会を提供することによって、知識及び能力の向上を図るために必要な訓練等を行います。

見込み量に関しては、平成24年度以降、町内事業所の新体系移行に伴う増加が見込まれるほか、サービスの利用頻度の高い知的障がいのある人の利用を中心に増加が見込まれます。

○療養介護

療養介護では、医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、監護、介護及び日常生活上の援助を行います。

現在までのところ、療養介護の対象となる利用実績はありませんが、平成24年度以降、18歳以上の障害児施設入所者にかかるサービス利用が見込まれます。なお、今後も国立療養所も含め、県の施設の新サービス体系への移行も考慮しながら、サービス基盤等の整備に努めていきます。

○短期入所

短期入所では、家で介護する人が家事都合や病気などで介護ができない場合に、短期間、夜間も含めて施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

今後のサービス見込み量に関しては、これまでの利用実績等を勘案するとともに、利用者ニーズの高さから町内におけるサービス基盤の確保に努めることから、引き続き利用者数の増加が見込まれます。

(3) サービス見込み量確保のための方策

日中に希望するサービスを受けることができるよう、日中活動系サービスの充実に努めます。特に、医療的ケアの必要な重度障がいのある人への支援や、精神障がいのある人の支援など、不足しているサービスの確保に努めます。また、発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人への支援など、制度の谷間のない支援の充実に努めます。

障がい者の就労機会の拡充に向け、障害者就労支援センターを中心に、障がいのある人の雇用促進と働きやすい職場環境づくりを進めるための普及・啓発を図るとともに、ハローワークや兵庫障害者職業能力開発校をはじめ、県や企業等と連携しながら、相談支援、職業訓練、就職後の安定就労等も含めた就労支援体制の強化に努めます。

また、身近なところでの職場体験として、町役場など公共的な業務や事業における福祉的就労の機会を確保するとともに、一般雇用へのきっかけづくりとなるトライアル雇用制度の活用や作業賃金水準の向上を図ります。

さらに、職場適応援助者（ジョブコーチ）の育成、人材確保のほか、制度を活用して障がいのある人が円滑に職場に適応できるよう積極的な支援を行います。

なお、短期入所（ショートステイ）については、身近な場所での利用が可能となるよう、日中一時支援事業や緊急一時保護者事業と併せて町総合福祉センターでのサービス拡充を検討するほか、高齢者施設や医療施設等での受け入れ体制の構築を図ります。

第3節 居住系サービス

(1) 見込み量の単位と算出の考え方

サービス種別	見込み量の単位
○共同生活援助（グループホーム） ○共同生活介護（ケアホーム） ○施設入所支援	月平均あたりの「月間の利用人数」から算出される 年間サービス利用実人数 【人分】

見込み量に関しては、国の基本指針及び兵庫県の考え方におけるサービス量の見込み方に即して、各サービスごとに支給対象者と見込まれる人数を基に、年間の平均伸び人数などを勘案して、サービス見込み量を算出しています。

■制度改正等により踏まえるべき事項

★グループホームやケアホーム利用の際の助成の創設

（平成23年10月1日施行）

グループホームやケアホーム入居者への支援が創設されました。（居住に要する費用の助成。）

(2) サービス見込み量

			第2期計画			平成 23年度 実績 見込み	第3期計画		
			平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
居住系	共同生活援助（グループホーム）	人分	1	2	4	2	2	2	2
	共同生活介護（ケアホーム）	人分	0	4	4	8	7	11	13
	施設入所支援	人分	0	0	2	16	17	16	14

※施設入所支援にかかるサービス見込み量の算定に際し、18歳以上の障がい児施設入所者については、見込んでいません。

○共同生活援助（グループホーム）

共同生活援助（グループホーム）では、地域において共同生活を営むのに支障のない障がいのある人に対して、夜間や休日に共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行います。

○共同生活介護（ケアホーム）

共同生活介護（ケアホーム）では、生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している障がいのある人に対して、夜間や休日に共同生活を行う住居で入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

グループホームやケアホームは、地域生活に移行するうえでの生活の場として非常に重要な役割を担っており、今後障がいのある人の自立訓練や施設退所が進むにつれて、利用者数の増加が見込まれます。

見込み量の算出にあたっては、平成23年10月現在の施設利用者数を基礎として、町内での受入施設の整備と合わせ、入所施設の入所者の地域生活移行や、今後の新体系移行に係る自立訓練など日中活動サービス利用者の増加予測等を勘案して、年度毎の必要量を見込んでいます。

○施設入所支援

施設入所支援では、施設に入所する人に対して、夜間や休日、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

施設入所支援については、現在の入所施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームやケアホーム、一般住宅等に移行することが見込まれる者の数を見込み、平成26年度末の段階において、施設入所者の2割強が地域生活に移行すると見込んでいます。

（3）サービス見込み量確保のための方策

居住系サービスでは、兵庫県や近隣市町とも十分に連携を図りながら、障がい程度区分1以下の方が対象となるグループホームや同区分2以上の方が対象となるケアホームが地域での自立を進める拠点となり、社会生活能力を高める訓練の場としての機能を有することを広く周知します。

また、社会福祉法人等へその設置を働きかけ、新体系移行の中で安定的な運営ができるよう必要な情報提供を行うとともに、公営住宅の活用や運営費補助制度の導入などの支援策を検討し、介護が必要である人が地域で安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

第4節 相談支援

(1) 見込み量の単位と算出の考え方

サービス種別	見込み量の単位
○計画相談支援 ○地域移行支援 ○地域定着支援	月平均あたりの「月間の利用人数」から算出される 年間サービス利用実人数 【人分】

見込み量に関しては、国の基本指針及び兵庫県の考え方におけるサービス量の見込み方に即して、各サービスごとに支給対象者と見込まれる人数を基に、年間の平均伸び人数などを勘案して、サービス見込み量を算出しています。

■制度改正等により踏まえるべき事項

★支給決定プロセスの見直し等（平成24年4月1日施行）

これまで支給決定前に計画作成を行い、適切な支給決定に努めてきました。今回の法改正においては、支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直しがなされます。今後は、「計画相談支援」として、サービス利用計画を作成する対象者が大幅に拡大されます。

★相談支援体制の強化（平成24年4月1日施行）

地域移行支援、地域定着支援が個別給付化されます。

(2) サービス見込み量

			第2期計画				第3期計画		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度実績見込み	平成24年度	平成25年度	平成26年度
相談支援	計画相談支援	人分/月	1	2	2	0	4	8	11
	地域移行支援	人分/月	—	—	—	—	0	1	2
	地域定着支援	人分/月	—	—	—	—	0	1	2

○計画相談支援（指定相談支援）

障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある人を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

○地域移行支援（指定相談支援）

障害者支援施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神障がいのある人を対象に、地域における生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な便宜を供与します。

○地域定着支援（指定相談支援）

施設や病院から地域生活へ移行した障がいのある人やひとり暮らしへと移行した障がいのある人などが、安定的に地域生活を営めるよう、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談など対応に必要な便宜を供与します。

（3）サービス見込み量確保のための方策

「計画相談支援」については、平成24年4月1日施行の法改正により対象者の拡大が図られたことにより、利用量の大幅な増加が予想されます。ケアマネジメントを担う人材を確保するとともに、障害者自立支援協議会と連携して研修を設けるなど、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の育成を進めます。

障がいのある児童の放課後の生活や長期休暇の生活の支援、また、特別支援学校卒業生の通所施設等から帰宅後の生活の支援など、きめ細やかな生活の支援ができるよう、一人ひとりに応じたケアマネジメントの仕組みづくりを進めます。

特に精神障がいのある人の地域生活や住まいの場所への支援を充実させ、包括的相談支援体制の構築に努めます。

第3章 地域生活支援事業の実施

地域生活支援事業は、障がいのある人が持っている能力及び適性に応じて、地域で自立した社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、障がいのある人やその家族の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず地域住民がお互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図ることを目的としています。

地域生活支援事業

第1節 必須事業

(1) 見込み量の単位と算出の考え方

サービス種別	見込み量の単位
○相談支援事業	実施見込み箇所数 【箇所】
○コミュニケーション支援事業	実利用見込み者数、延べ派遣見込み回数 【人・回】
○日常生活用具給付等事業	年間見込み件数 【件】
○移動支援事業	実施見込み箇所数、実利用見込み者数、 延べ利用見込み時間数 【箇所・人・時間】
○地域活動支援センター事業	実施見込み箇所数、実利用見込み者数 【箇所・人】

地域生活支援事業における必須事業として、相談支援事業（相談支援事業、市町村相談支援事業機能強化事業、成年後見制度利用支援事業）、コミュニケーション支援事業（手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業）、日常生活用具給付等事業（介護訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具）、移動支援事業、地域活動支援センター事業（基礎的事業、機能強化事業（Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型））が指定されており、各サービス見込み量については、これまでのサービス利用実績を基に、今後の各サービスにおける基盤整備数等を勘案し、サービス見込み量を算出します。

■制度改正等により踏まえるべき事項

★相談支援体制の強化（平成24年4月1日施行）

地域における相談支援体制の強化を図るため中心となる総合的な相談支援センター（基幹相談支援センター）の設置が定められています。

障害者自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化のため、法律上に根拠が設けられました。

★成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ（平成24年4月1日施行）

法律上、市町の行う地域生活支援事業の必須事業に格上げすることになります。

（2）サービス見込み量

① 相談支援事業

		第2期計画				第3期計画			
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度実績見込み	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
○相談支援事業									
	障害者相談支援事業	箇所	3	3	3	3	2	2	2
	地域自立支援協議会	箇所	1	1	1	1	1	1	1
	○市町村相談支援機能強化事業	箇所	3	3	3	1	1	1	1
	○成年後見制度利用支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1	1

相談支援事業では、障がい福祉サービス及びその他のサービスを利用しつつ、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう地域の障がい福祉に関する各般の問題について、幅広い視点に立った支援を行います。また、障がいのある人やその介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うほか、虐待防止や権利擁護のために必要な援助などを行う事業です。

なお、障害者相談支援事業のほか、地域自立支援協議会や市町村相談支援機能強化事業、成年後見制度利用支援事業などがあります。

本町では平成18年10月に設置した障害者相談支援センターで上記に掲げる相談支援事業を実施しており、さらに平成20年10月からは、障害者就労支援センターを開設して、障がいのある人の就労に向けての準備や求職活動の方法などの情報提供や、各種相談などを実施しています。

見込み量の算出にあたっては、事業者の参入意向や利用者等のニーズを勘案し、地域の実情を踏まえて見込んでいます。

なお、これまで障がいのある児童にかかる相談支援事業については、町外の相談支援事業所へ委託実施しておりましたが、より地域に密着した相談支援体制の構築を行うため、平成24年度より町内既存の相談支援事業所において実施していきます。

② コミュニケーション支援事業

		第2期計画				平成 23年度 実績 見込み	第3期計画		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度		平成 25年度	平成 26年度	
手話通訳者派遣事業	人	3	3	3	5	4	4	4	
	回	60	60	60	57	65	70	75	
要約筆記者派遣事業	人	1	1	2	0	1	1	2	
	回	10	10	20	0	3	5	10	

コミュニケーション支援事業では、聴覚、言語、音声機能等の障がいのため、意思の伝達に支援が必要な人について、手話通訳者や要約筆記者等の派遣をはじめ、手話通訳者の設置、点字・音訳等支援事業を行います。

見込み量の算出にあたっては、今後対象となる障がいのある人の推計に基づき、これまでの利用実績等を勘案して見込んでいます。

③ 日常生活用具給付等事業

		第2期計画				平成 23年度 実績 見込み	第3期計画		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度		平成 25年度	平成 26年度	
日常生活用具給付事業	○介護訓練支援用具	件	1	1	1	0	1	1	1
	○自立生活支援用具	件	3	3	4	10	10	10	10
	○在宅療養等支援用具	件	2	2	2	0	2	2	2
	○情報・意思疎通支援用具	件	1	1	1	2	2	2	2
	○排泄管理支援用具	件	330	362	397	418	438	450	470
	○居宅生活動作補助用具	件	0	0	1	0	1	1	1

日常生活用具給付等事業では、日常生活を営むのに支障のある重度の障がいのある人に対し、自立生活支援用具など日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。

見込み量の算出にあたっては、過去3カ年の給付実績及び障害者手帳所持者の推移等を勘案して見込んでいます。

④ 移動支援事業

		第2期計画				平成 23年度 実績 見込み	第3期計画		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度		平成 25年度	平成 26年度	
○移動支援事業	箇所	10	10	11	12	13	13	14	
	人	20	20	22	33	35	38	40	
	時間	2,394	2,500	2,650	1,980	2,070	2,250	2,400	

移動支援事業では、買い物や余暇活動などの社会生活上不可欠な外出を円滑に行い、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を支援します。

見込み量の算出にあたっては、平成23年10月時点の実績を基に、今後のサービス利用者の推移等を勘案して見込んでいます。

⑤ 地域活動支援センター事業

		第2期計画				平成 23年度 実績 見込み	第3期計画		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度		平成 25年度	平成 26年度	
○地域活動支援センター事業 (基礎的事業)	箇所	1	0	0	0	1	1	1	
	人	8	0	0	7	10	12	15	
○地域活動支援センター事業 (機能強化事業)	箇所	0	0	0	0	0	1	1	
	人	0	0	0	6	6	6	7	

地域活動支援センター事業では、基礎的事業として、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を行います。また、基礎的事業に加え、機能強化事業では、福祉及び地域の社会基盤との連携強化や自立と生きがいを高めるための事業を行います。

見込み量の算出にあたっては、事業者の新体系サービスへの参入意向や利用者等のニーズ等を勘案し、地域の実情を踏まえて見込んでいます。

(3) サービス見込み量確保のための方策

地域生活支援事業では、地域の実情に応じた柔軟な事業形態の設定ができることとなっています。

地域生活や社会参加の観点からサービス利用の促進を図るため、多様な事業者の参入とサービスの種類や内容に関する情報提供に努め、障がいのある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を行います。

具体的には、相談支援事業では、障害者相談支援センターを中核として、障がいのある人が地域で安心して相談できるよう障害者自立支援協議会(専門部会)をはじめ、地域のさまざまな相談機能を活用しながら、3障がいに対応できる総合的な相談支援、情報提供を行います。また、障害者就労支援センターにおいては、障がいのある人の就労に係る相談や援助、啓発などを行うことにより、障がいのある人の就労を総合的に支援していきます。

なお、平成24年度より障がいのある児童にかかる相談支援事業についても障害者相談支援センターにおいて実施することから、これまで以上に各ライフステージに応じた相談支援の充実を図っていきます。

成年後見制度利用支援事業では、障がいのある人からの各種の問題に関する相談に対して、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービス利用等の必要な支援を行うとともに、一層の利用支援に向けた普及啓発に努めます。

また、成年後見制度の申立てに要する登記手数料などの経費や後見人等の報酬の助成制度についても実施します。

コミュニケーション支援事業では、今後も障がいのある人のコミュニケーションが円滑に行われるよう、必要な手話通訳・要約筆記者等の登録、確保を行うため、登録制度内容の充実や通訳者養成講座の実施、費用助成を行うとともに、関係機関並びに関係団体等と連携し、その体制の充実・強化に努めます。

日常生活用具給付等事業では、給付等の対象となる障がいのある人へのサービス内容の周知を行うとともに、障がい福祉に関する各種相談や研修会などの機会も活用するなど、サービスの利用がよりしやすい環境づくりに努めます。

移動支援事業では、障がい者が買い物や余暇活動のほか、各種行事へ参加する場合などの社会生活上必要な外出に際し、移動の介助をするサービスとして、社会のバリアフリー化やユニバーサルデザイン事業化が進展する中、障がい者における外出の機会も増加する傾向が予測されることから、サービス提供を行う事業所の誘致など、福祉基盤の拡充を図ります。

地域活動支援センター事業では、障がいのある人に対して、創作的活動や生産活動の機会を確保するとともに、地域社会との交流促進等のサービスが提供されてきています。その中で、町内施設においては平成22年度の新体系移行により、一時的に地域活動支援センター事業を休止している状態でありましたが、平成24年度より精神障がい者を対象として、新たに総合福祉センター内において、地域活動支援センターを開設し、精神障がいのある人の地域生活支援の向上を図ります。

第2節 任意事業

(1) 見込み量の単位と算出の考え方

サービス種別	見込み量の単位
○訪問入浴サービス事業	実施見込み箇所数、実利用見込み者数 【箇所・人】
○更生訓練費給付事業	実利用見込み者数 【人】
○福祉機器リサイクル事業	実施見込み箇所数 【箇所】
○日中一時支援事業	実利用見込み者数、延べ利用見込み日数 【人・日】
○知的障害者自立生活訓練事業	実施見込み箇所数 【箇所】
○緊急一時保護者事業	実利用見込み者数 【人】
○社会参加促進事業	事業実施予定

任意事業では、これまで実施していた要件をもとにサービスを継続しつつ、サービスの質・量ともに低下しないようにすることを基本としています。そのため、平成21年度以降の実績を踏まえ、サービス提供箇所数については、ほぼ横ばいでの推移を見込んでおり、利用者数等を示すサービスについては、緩やかな増加を見込んでいます。

(2) サービス見込み量

		第2期計画				平成23年度実績見込み	第3期計画		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度		平成25年度	平成26年度	
訪問入浴サービス事業	箇所	0	0	1	0	0	0	1	
	人	0	0	3	0	0	0	3	
更生訓練費給付事業	人	1	1	1	1	0	0	1	
福祉機器リサイクル事業	箇所	1	1	1	1	1	1	1	
日中一時支援事業	人	20	22	24	23	25	28	30	
	日	280	308	336	1,063	1,180	1,320	1,450	
知的障害者自立生活訓練事業	箇所	1	1	1	1	1	1	1	
緊急一時保護者事業	人	3	5	7	1	2	3	3	
社会参加促進事業	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	

訪問入浴サービス事業では、地域における身体に障がいのある人の生活を支援するため、自宅の浴室での入浴が困難な障がいのある人に対して、巡回入浴車による入浴サービスを提供するもので、本町では近年サービス提供基盤がないことから、利用者ニーズを把握したうえで、サービス事業者への参入を促進します。

更生訓練費給付事業では、自立訓練又は就労移行支援による訓練を受ける身体に障がいのある人で職業能力訓練等を受ける人に対して、更生訓練費を支給するもので、この給付助成を通して障がいのある人が社会復帰の促進を図れるようにするものであり、今後も継続して制度周知に努め、適確なサービス実施を図ります。

福祉機器リサイクル事業では、車椅子やベッド、ポータブルトイレなどの福祉用品に関して、修繕等を行いリサイクル用品として活用を図るもので、引き続き町社会福祉協議会に委託実施し、事業を継続していきます。

日中一時支援事業では、日中における活動の場の確保及び親の就労支援や家族の一時的な休息などを支援するもので、利用者ニーズを勘案のうえ推計しており、町内におけるサービス提供事業者の確保のほか、放課後等デイサービス事業者の誘致等を図ります。

知的障害者自立生活訓練事業では、知的障がいのある人が家庭から自立し、グループホームやケアホームなどで生活するために必要な自立訓練を実施し、自立生活を送るために必要な準備を整える場所として、知的障がい者宿泊訓練所を支援することにより、知的障がいのある人の地域での自立生活を促進します。

緊急一時保護者事業では、保護者や家族等介護者の事情（疾病・事故・出産・冠婚葬祭・旅行・休息等）により一時的に家庭における介護が困難となった障がい児（者）を緊急に保護するもので、本町における短期入所事業の実施に際し、障がい児（者）を一時保護する施設等の数および所在地等からみて、この事業の目的達成がやや困難な実情にかんがみ、障がいのある人を保護した経験を有する善意の者を募り、緊急一時保護者に指定し、障がいのある人の一時保護を委託することにより、円滑な事業推進を図ります。

社会参加促進事業では、スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がいのある人の体力増進や交流、障がい者スポーツを普及するための教室等を開催するほか、点字・声の広報の発行や自動車運転免許の取得、自動車の改造にかかる経費の一部助成など、障がいのある人への支援により、社会参加を促進します。

見込み量の算出にあたっては、過去のサービス事業実績を基に、利用者ニーズを把

握しつつ、サービス事業継続実施として推計しています。

(3) サービス見込み量確保のための方策

地域生活支援事業（任意事業）は、地方分権の流れを踏まえて創設され、各市町村が自主的に取り組み、それぞれの裁量において柔軟な形態で効率的・効果的な展開を図ることが可能であり、地域の実情や利用者の状況に応じた事業が実施できます。

各事業の実施にあたっては、サービスを真に必要とする障がいのある人等に対して、徒らにサービス利用の制限や抑制があってはなりません。地域の実情などを踏まえてより良い創意工夫を凝らしていくことが求められます。従って人材の確保や多様な事業者の参入を促進するほか、サービスの種類や内容に関する情報提供に努め、利用者本位のサービス提供を行います。

具体的には、訪問入浴サービス事業では新規参入事業者なども視野に入れた取り組みを実施することとし、更生訓練費給付事業では、制度内容が対象となり得る人に確実に届くよう周知拡大することなどを検討します。

福祉機器リサイクル事業では、社会福祉協議会への委託事業の中で、現有の福祉機器の更なる有効活用を図るため、関連情報の提供及び利用者ニーズの的確な把握に努めます。

また日中一時支援事業では、保護者や家族等介護者の就労や介護疲れを軽減する一時的な休息のためなど家族や保護者等を支援するサービスとして実施しており、近隣地域での新たな事業所の開設やサービス向上のために送迎サービスを加えるなど充実策もみられるところであり、今後も適応する福祉施設や事業所などのサービス拡充を図ります。

知的障害者自立生活訓練事業では、自立支援法に基づく新体系移行が進む中で、障がいのある人が生活訓練や就労移行支援、就労継続支援事業のサービスを活用しながら、自立した生活を確認するのが目標であり、その際の生活拠点のひとつとしてグループホームやケアホームが必要となります。

本訓練事業においては、グループホームやケアホームの利用に至るまでの経過的訓練として位置づけられ、平成20年6月に町内ではじめて生活訓練ホームが開設されました。今後とも、このホームを基盤として概ね2年間の生活訓練を経て次のステップへと移行できるよう、町として引き続き支援強化を図っていきます。

緊急一時保護者事業では、本町は広域的には阪神間エリアという中ではあるが、そのおかれている地理的条件や特に町内での一時保護が可能な福祉施設機能などからして、短期入所サービス・日中一時支援事業等にあっては、その目的達成がやや困難な実情があるため、それらの補完的なサービスとして展開するものであるが、保護者相互の信頼関係の構築強化を図るとともに、より円滑な事業展開が図れるよう努めます。

さらに、社会参加促進事業では、町障害者福祉センターを拠点として、これまで以上に障がいのある人のスポーツ・レクリエーションや文化活動等を充実させるとともに、障がい者関係団体等の意見を聞きながら、声の広報をはじめとする情報提供のあり方についても検討します。

第4章 障がいのある児童への支援の強化

(1) 見込み量の単位と算出の考え方

サービス種別	見込み量の単位
○児童発達支援 ○放課後等デイサービス	月平均あたりの「月間の利用人員」×「一人一月あたりの平均利用日数」から算出される年間サービス量【人日分】

■制度改正等により踏まえるべき事項

★児童福祉法を基本とした身近な支援の充実（平成24年4月1日施行）

重複障がいに対応するとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障がい種別等に分かれている現行の障がい児施設（通所・入所）が一元化されます。

現在、在宅サービスや児童デイサービスの実施主体が市町になっていることを踏まえ、通所サービスについては町を実施主体とすることになります。（入所施設の実施主体は引き続き都道府県。）

★放課後等デイサービスの創設（平成24年4月1日施行）

学齢期における支援の充実のため、「放課後等デイサービス」が創設されます。（20歳に達するまで利用できるように特例が設けられます。）

★保育所等訪問支援の創設（平成24年4月1日施行）

保育所等を訪問し、専門的な支援を行うため、既存の制度を補完する「保育所等訪問支援」が創設されます。

★計画相談支援・障害児相談支援（障害児支援利用計画の作成）の開始（平成24年4月1日施行）

新たに児童福祉法に基づき、町が指定する特定相談支援事業者（障がい児の居宅サービス）及び障がい児相談支援事業者（障がい児の通所サービス）の両方の指定を受けた事業者の相談支援専門員が居宅及び通所サービスの一体的な計画を作成することになります。

障がい児の入所サービスについては、兵庫県において専門的な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成対象外となります。

(2) サービス見込み量

①児童発達支援

身体障がいのある児童、知的障がいのある児童または精神障がいのある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います。

		第2期計画				第3期計画		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 23年度 実績 見込み	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
○児童発達支援	人日分	—	—	—	—	2,808	2,808	3,456

②放課後等デイサービス

学校通学中の障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がいのある児童の放課後等の居場所を提供します。

		第2期計画				第3期計画		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 23年度 実績 見込み	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
○放課後等デイサービス	人日分	600	720	720	480	816	960	1,152

(3) サービス見込み量確保のための方策

児童発達支援については、町が支給決定を行い、費用を支弁することとなりますが、町内での事業実施がない中、今後も円滑に事業を実施できるよう、庁内体制の整備はもとより、近隣の関係機関、サービス提供事業所と連携し、実施体制の充実を図ります。

放課後等デイサービスについては、これまでより障がいのある児童をサービス対象とする事業所がほとんどない中、サービス実施体制の確保を図るため町総合福祉センターでの事業実施を検討していくほか、町内でのサービス提供事業所の積極的な誘致を行い、サービス実施体制の確保を図ります。

第5章 障がい福祉サービス基盤の整備と質の確保

第1節 専門的な人材の育成と確保

障がいのある人の多様化、専門化する様々な問題に対し、適切できめ細かな対応ができるよう、福祉サービスにかかわる人材の確保と育成を図ります。

(1) 相談支援専門員の育成と確保

生活全般に関する相談をはじめ、サービス利用計画の作成を行う相談支援専門員の役割は大変重要なものとなります。相談支援専門員は、障がいのある人の生活実態に関する知識と経験のほか、障がい特性に応じた柔軟な対応が求められることから、各種研修会への参加を促進し、相談支援専門員の育成と確保に努めます。

(2) 障がい特性に応じた対応が可能な人材の育成

3障がいの一元化や発達障がい等に対応できるサービス提供が求められていることから、サービス提供にかかわる人材が障がい特性を十分に理解し、適切に対応することが必要です。そのため、研修会や講座等を通じて、障がい特性の理解を深め、人材の育成とともにサービスの質の向上に努めます。

第2節 障がい福祉サービス基盤整備の促進

(1) 訪問系サービスの充実

地域での生活を支えていくためには、居宅での生活を中心として、身近な地域で必要なサービスを受けられるよう、居宅サービスの基盤整備を推進することが必要です。

また、3障がいが一元化され、重度訪問介護、重度障害者等包括支援などのサービスが実施されたことなどから、3障がいに対応できる民間事業者への情報提供や連携強化により、多様なサービスを提供する事業者の参入促進を図ります。

(2) 日中活動系サービスの充実

地域での生活を安定させるためには、日中活動の場の確保が重要となります。そのためには、障がいのある人の状態に応じて、生活介護や自立訓練、放課後等デイサービスや短期入所など、特に町内における日中活動の場を確保するとともに、新体系移行後の町内指定事業所や地域活動支援センターの活用を図り、障がい特性に応じた柔軟なサービス提供を促進します。

第3節 居住系サービス等の整備の促進

障がいのある人のニーズの動向、地域におけるバランス等を考慮しながら、施設入所から地域生活への移行を実現するために必要となる居住系サービス等の整備を促進します。

(1) 生活の場の確保

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らしていくためには、訪問系サービスや日中活動系サービスのほか、生活の場の確保が必要となります。そのため、兵庫県などと連携し、地域や事業者からの理解を得ながら、町内でのグループホームやケアホームの整備や確保に努めます。

また、公営住宅や賃貸住宅、空き家などの活用を積極的に検討し、生活の場づくりに努めます。

第4節 障がい福祉サービスについての情報提供

障がいのある人が生活していくうえで必要な様々な情報を容易に入手交換できるよう、障がいの特性に配慮した効果的な情報提供を行います。

(1) 情報提供の充実

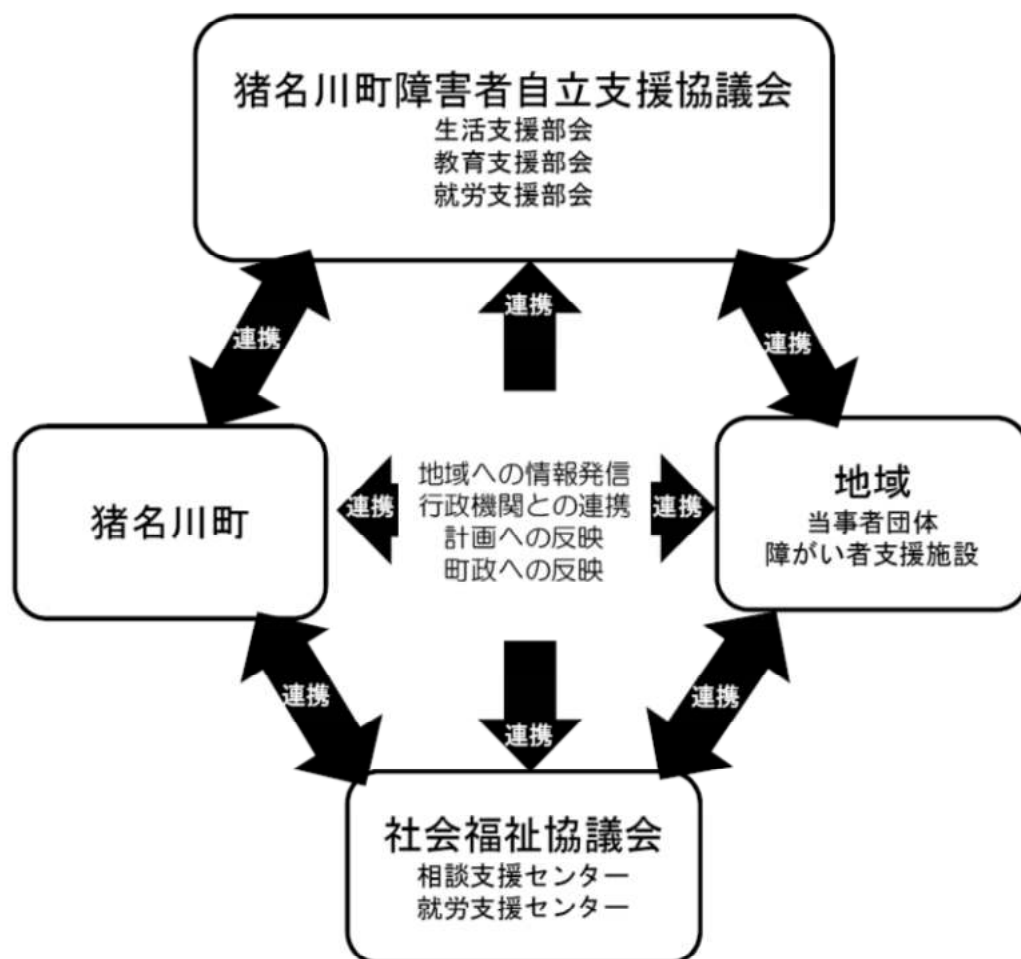
障がいのある人に対して、サービスに関する情報を確実に提供するためには、それぞれの障がい種別に配慮した情報提供の方法を充実していく必要があります。そのためには、点字や大活字の活用をはじめ、町広報紙やホームページ等の掲載方法の見直しを通じて、情報提供の充実に努めます。

(2) 障がい者関係団体との情報交換

障がいのある人やその家族の人で構成される各種団体等と定期的に懇談会等を通じて、障がい福祉サービスに関する迅速、正確な情報の提供に努めます。また、サービス利用に関するニーズ把握を行うことにより、今後のサービス提供のあり方等について、適時の見直し検討を行います。

(3) 障害者自立支援協議会との情報交換

幅広い専門分野の委員で組織される障害者自立支援協議会全体会及び専門部会（生活支援部会・教育支援部会・就労支援部会）において、各委員から寄せられる地域ニーズの把握を行うとともに、町においても積極的な情報提供を行い、各種の情報を必要とする人に対して確実に情報が届くよう情報発信を行います。



第5節 生活支援サービスの充実

障がいのある人が施設あるいは家族と離れ、生涯を通じて地域の中で自立した生活が送れるよう、各種福祉サービスのほか、一人ひとりの状況に応じた生活支援サービスをより一層充実していきます。

(1) サービス支給決定における公正・公平性の確保

支援の必要の度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準の透明化・明確化を図ります。

(2) ケアマネジメント体制の確立

障がいのある人が自立した社会生活を送ることができるよう、一人ひとりの意向を尊重した適切なケアマネジメントを行う体制を強化します。

(3) サービスの質の向上

事業者によるサービス評価の実施や評価結果の情報提供に努め、サービスの質の向上を図ります。

(4) サービス利用の支援と権利の保障

日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）や成年後見制度の啓発・広報活動を推進するとともに、障がいのある人に対する差別や虐待の防止など障がいのある人の権利擁護のための取組みを充実します。

資料編

第3期猪名川町障がい福祉計画の策定経過

猪名川町社会福祉審議会開催状況（平成23年度）

	開催日	協議事項
第1回	10月14日	第2期障害福祉計画の進捗状況等の報告・検証及び第3期障がい福祉計画策定にかかる諮問等
第2回	12月8日	第3期障がい福祉計画にかかる障がい福祉サービス見込量等に関する協議
第3回	1月26日	第3期障がい福祉計画素案に関する協議
第4回	3月16日	第3期障がい福祉計画最終案の検討

猪名川町障害者自立支援協議会開催状況（平成23年度）

	開催日	協議会区分	内容
第1回	7月7日	障害者自立支援協議会 (全体会・専門部会)	第3期障がい福祉計画策定にかかる概要説明等
第2回	9月	障害者自立支援協議会 (専門部会)	第2期障害福祉計画の進捗状況等の報告・検証
第3回	11月	障害者自立支援協議会 (専門部会)	第3期障がい福祉計画にかかる障がい福祉サービス見込量等に関する協議
第4回	1月	障害者自立支援協議会 (専門部会)	第3期障がい福祉計画素案に関する協議
第5回	2月	障害者自立支援協議会 (専門部会)	パブリックコメント実施にかかる状況報告等
第6回	3月	障害者自立支援協議会 (専門部会)	パブリックコメント実施にかかる結果報告等

※ 障害者自立支援協議会構成について

全体会 各専門部会から選出された委員により構成される。(委員数 12名)

専門部会 生活支援部会・教育支援部会・就労支援部会の3部会構成となり、各専門部会ごとに開催される。(委員数 34名)

猪名川町社会福祉審議会委員名簿

(順不同 任期：平成24年6月15日まで)

区 分	氏 名	所 属	備 考
学識経験者	小林 良守	千里金蘭大学	会長
社会福祉団体の代表者	鍋谷 将	猪名川町社会福祉協議会	
	山 尚代	猪名川町老人クラブ連合会	
	板橋 汎子	猪名川町民生委員児童委員協議会	
	西村 忠雄	猪名川町身体障害者福祉会	
	奥西 早苗	猪名川町手をつなぐ育成会	
	坂井 征雄	猪名川町自治会長連絡協議会	副会長
	鬼丸 さよ子	猪名川町PTA連合会	
	奥谷 明子	猪名川町日本赤十字奉仕団	
	秋澤 孝子	町内ボランティア活動団体	
その他町長が必要と認めた者	中村 多一	川西市医師会	
	横山 彰子	宝塚健康福祉事務所	
	大西 能成	川西こども家庭センター	
町行政職員	中田 隆男	猪名川町生活部長	

用語解説

【 ア行 】

移動支援

日常生活上の必要や社会参加のための外出や移動を手助けするサービス。

【 カ行 】

ガイドヘルプサービス

日常生活上の必要や社会参加のための外出や移動を手助けするサービス。

共生社会

障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会。

共同生活援助（グループホーム）

地域社会の住宅において数人の障がいのある人が自立しながら一定の経済負担を負って共同で生活する形態であって、世話人により食事や掃除等の家事支援及び日常生活上の相談支援等を受けることができる。

共同生活介護（ケアホーム）

グループホームの形態に加えて、生活支援員により食事や入浴・排泄等の介護や支援を受けながら日常生活を営むことができる。

居宅介護

在宅の障がいのある人の家庭にホームヘルパーを派遣し、家事援助や介護、相談、助言など日常生活の様々な援助を行うサービス。

権利擁護

知的障がい・精神障がいや認知症などのため自らの権利やニーズを表明することが困難な人に代わって、その権利やニーズ表明を行うこと。また、弱い立場にある人々の人権侵害（虐待や財産侵害など）が起きないようにすること。

コミュニティ

人々が連帯意識を持ち行動する地域社会。

【 サ行 】

在宅サービス

自宅で暮らしている（在宅）障がいのある人に対する生活支援、介護支援のための各種サービス（居宅介護、生活介護、短期入所、日常生活用具の給付等、年金・手当等、貸付・割引制度等）。

作業所

一般の企業では働くことのできない障がいのある人の社会的自立を確保するため、一定時間の作業や、生活訓練等を行う施設。法定外の施設で、障がいのある人やその家族をはじめとする関係者の共同の事業として地域の中で生まれ、運営されている。

社会福祉協議会

地域社会において、福祉関係者や住民が主体となり、地域の実情に応じ、住民の福祉を推進することを目的とする組織。

障がい程度区分

障がい程度区分は、障がいのある人等に対する障がい福祉サービスの必要性を明らかにするために、心身の状態を総合的に示すものであり、区分1～6の6段階になっている。全国共通の106項目からなる心身の状況等に関する認定調査（一次判定）及び町の審査会における審査判定（2次判定）により認定される。

ジョブコーチ

事業所に出向いて障がいのある人の職場適応を高めるための指導を行うスタッフのこと。

精神保健福祉士（PSW）

精神に障がいのある人の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障がいの医療を受け、又は社会復帰促進施設を利用している精神に障がいのある人の相談に応じ、援助を行うことを業とする者。

成年後見制度

知的障がい・精神障がいや認知症などのため判断能力が不十分な人に対して、裁判所の裁定に基づき、成年後見人が契約や財産管理、身上監護などの法律行為全般を行い、社会制度の中で不利益を被らないように支援する制度。

生活介護

障がいのある人が家庭で自立した生活が送れるよう、通所によって創作的活動や機能訓練、入浴・給食サービスなどを提供する事業。

ソーシャルインクルージョン

全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念である。

【タ行】

短期入所（ショートステイ）

介護を行う家族などの病気、旅行、休養その他の理由により、障がいのある人が介護を受けることができない場合に、施設において障がいのある人を一時的に預かり、必要なサービスを提供する事業。

地域生活支援事業

地域で生活する障がいのある人の日常生活の支援、日常的な相談への対応や地域交流活動などを行うことにより、障がいのある人の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的とする事業。

トライアル雇用

障がいのある人や中高年齢者等を対象として、ハローワークが紹介する対象労働者を短期間（原則として3ヶ月間）試行的に雇用してもらい、その間、企業と労働者相互の理解を深め、その後の常用雇用への移行や一般雇用のきっかけ作りを図るものである。

【ナ行】

難病

特定の疾患群を指す医学用語ではないが、厚生労働省の定めた「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担が大きい疾病、としている。難病のうち指定された特定の疾病を特定疾患という。

日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

高齢者や障がいのある人などが適切なサービスを選択し、契約するうえで判断が十分できない場合でも、地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用手続きの代行や日常的な金銭管理の援助等を行うもの。

ノーマライゼーション

高齢者や障がいのある人などを含めて、誰もが参加でき、地域の中で当たり前暮らしを暮らせる社会が健全であるという考え方。

【 ハ行 】

バリアフリー

障がいのある人のための物理的障壁を取り除くことを目指しているだけでなく、制度的なバリアフリー、心理的なバリアフリーなど障がいのある人の生活全般における障壁の除去をいう。

福祉施設

高齢者・障がいのある人・児童福祉など、福祉にかかわる施設の総称。障がい者福祉にかかわる施設には、入所施設（入所して生活自立訓練などを受ける施設）、通所施設（在宅の障がいのある人が日中通って、機能訓練・就労訓練などを受ける施設）、生活施設（自立訓練のための生活の場、グループホーム等）、交流施設（障がいのある人同士、障がいのある人と住民が交流できる施設）などがある。

【 ヤ行 】

ユニバーサルデザイン

障がいの有無・年齢・性別・人種等の違いを超えて、誰もが利用しやすいよう、あらかじめ配慮して、まちづくりや建物・施設・製品等のデザインをしようという考え方。

要約筆記

聴覚に障がいのある人へ情報伝達のため、会議などのやりとりを即時に要約し、筆記して伝達するサービス。

【 ラ行 】

リハビリテーション

障がいのある人の人間的復権を理念として、医学、教育、社会福祉、職業などの専門職が総合的な支援を行い、身体的、精神的、社会的な自立を支援すること。

いつまでも住み続けたいまち

住みたい 訪れたい 帰りたい ふれあいのまち「ふるさと猪名川」の実現に向けて

第3期猪名川町障がい福祉計画

発行：平成24年3月

編集：猪名川町 生活部 福祉課

〒666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑 11-1

(TEL) 072-766-0001

(FAX) 072-766-8895

(E-mail) fukushi@town.inagawa.lg.jp

(URL) <http://www.town.inagawa.hyogo.jp>

この計画書は、企画から印刷まで委託して作成しております。(本編 300 部作成、計画委託総額 899,250 円)